

※第3回提出資料No.2に追加(P.17～27)

現行制度に関する参考資料

同一労働同一賃金に関する主な法制度（日本-EU）

○ 日本では、正社員-非正社員(パート労働者/有期契約労働者)の間の待遇差（賃金差等）については、パートタイム労働法(第8条)・労働契約法(第20条)において、**下記①～③の考慮要素に照らした不合理な待遇差を禁止**。

※ ただし、正社員-非正社員間で、下記①～③の考慮要素に、どのような「違い」があれば、どのような待遇差(賃金差等)が合理/不合理と判断されるのか、従来、詳細解釈を示してきていないことが課題

	(1)待遇の「違い」が不合理と判断されるか否かの「考慮要素」	(2) 法制度の内容
日本	①職務内容（＝業務内容+責任の程度） ②職務内容・配置の変更範囲 （＝「人材活用の仕組み・運用等」） + ③その他の事情 （※従来、詳細解釈を示しておらず）	①・②(*)が正社員と 同じ 場合 ⇒ 同じ待遇 が求められる【いわゆる「 均等 待遇」】 （＝正社員より不利な取扱いをしてはならない） （※成果・能力・経験等による賃金差は許容（不利な取扱いに当たらない）） （パートタイム労働法第9条）
		①～③が正社員と 違う 場合 ⇒ ①～③を考慮して「 不合理 」な待遇差は 禁止 【いわゆる「 均衡 待遇」】 （※従来、合理/不合理の詳細解釈を示さず ⇒2016年末にガイドライン案を提示） （パートタイム労働法第8条、労働契約法第20条）
（参考）EU	客観的正当化事由 （具体的には司法判断）	客観的正当化事由が ない 場合 ⇒ 正社員(＝フルタイム労働者/常用雇用労働者)よりも 不利益な取扱いを受けない（原則禁止）
		客観的正当化事由が ある 場合 ⇒ 不利益取扱いが許容される（例外） （EUパートタイム労働指令4条1項、有期労働指令4条1項/ドイツ：パートタイム有期契約労働法4条1項、2項）

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）

（短時間労働者の待遇の原則）

第八条 事業主が、その雇用する短時間労働者の待遇を、当該事業所に雇用される通常の労働者の待遇と相違するものとする場合においては、当該待遇の相違は、当該短時間労働者及び通常の労働者の業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度（以下「職務の内容」という。）、当該職務の内容及び配置の変更の範囲 その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならない。

（通常の労働者と同視すべき短時間労働者に対する差別的取扱いの禁止）

第九条 事業主は、職務の内容が当該事業所に雇用される通常の労働者と同一の短時間労働者（第十一条第一項において「職務内容同一短時間労働者」という。）であって、当該事業所における慣行その他の事情からみて、当該事業主との雇用関係が終了するまでの全期間において、その職務の内容及び配置が当該通常の労働者の職務の内容及び配置の変更の範囲と同一の範囲で変更されると見込まれるもの（次条及び同項において「通常の労働者と同視すべき短時間労働者」という。）については、短時間労働者であることを理由として、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、差別的取扱いをしてはならない。

労働契約法（平成19年法律第128号）

（期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止）

第二十条 有期労働契約を締結している労働者の労働契約の内容である労働条件が、期間の定めがあることにより同一の利用者と期間の定めのない労働契約を締結している労働者の労働契約の内容である労働条件と相違する場合においては、当該労働条件の相違は、労働者の業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度（以下この条において「職務の内容」という。）、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならない。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）

（均衡を考慮した待遇の確保）

第三十条の三 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者の従事する業務と同種の業務に従事する派遣先に雇用される労働者の賃金水準との均衡を考慮しつつ、当該派遣労働者の従事する業務と同種の業務に従事する一般の労働者の賃金水準又は当該派遣労働者の職務の内容、職務の成果、意欲、能力若しくは経験等を勘案し、当該派遣労働者の賃金を決定するように配慮しなければならない。

2 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者の従事する業務と同種の業務に従事する派遣先に雇用される労働者との均衡を考慮しつつ、当該派遣労働者について、教育訓練及び福利厚生の実施その他当該派遣労働者の円滑な派遣就業の確保のために必要な措置を講ずるよう配慮しなければならない。

均等・均衡待遇に関する規定の全体像 ①

雇用形態

規定の内容

パートタイム労働者

○短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)

※行政による助言・指導等を規定する法律

【労働条件の明示】(第6条)

・ 「昇給の有無」、「退職手当の有無」、「賞与の有無」、「相談窓口」の4つの事項について、文書の交付などにより、雇入れ後速やかに短時間労働者に明示(義務)

※ 上記のほか、労働基準法第15条の規定に基づき、「契約期間」「有期労働契約を更新する場合の基準」「仕事をする場所と仕事の内容」「始業・終業の時刻や所定時間外労働の有無、休憩・休日・休暇」「賃金」「退職に関する事項」などについて、文書で明示することが義務付けられている。(労働者全体。後述)

【待遇の原則】(均衡待遇・第8条)

・ ①職務内容、②職務内容・配置の変更範囲、③その他の事情を考慮し、不合理な相違は不可

※ 具体的には、①~③を考慮して、個々の労働条件ごとに司法判断

【均等待遇】(第9条)

・ 以下が通常の労働者と同一の短時間労働者は全ての待遇につき差別的取扱いを禁止

① 職務内容(業務・責任)

② 職務内容・配置の変更範囲(人材活用の仕組み・運用等)

【賃金】(第10条)

・ 職務の内容に密接に関連して支払われる賃金(基本給、賞与、役付手当等)について、通常の労働者との均衡を考慮しつつ、短時間労働者の職務内容、能力、経験等を勘案し、決定(努力義務)

【教育訓練】(第11条)

・ 職務の遂行に必要な能力を付与するための教育訓練について、通常の労働者と同一の職務内容の短時間労働者に対しても実施(義務)(第1項)

・ 第1項に規定する教育訓練以外の教育訓練(キャリアアップのための訓練等)について、通常の労働者との均衡を考慮しつつ、短時間労働者の職務内容、能力、経験等に応じ、実施(努力義務)(第2項)

【福利厚生施設】(第12条)

・ 通常の労働者に対して利用の機会を与える福利厚生施設であって健康の保持又は業務の円滑な遂行に資するもの(省令で給食施設、休憩室、更衣室を規定)については、短時間労働者に対しても利用の機会を与えるよう配慮(配慮義務)

【事業主が講ずる措置の内容等の説明】(第14条)

・ 雇入れ後速やかに、雇用管理の改善措置(第9条から第12条までの措置等)の内容について、短時間労働者に説明(義務)(第1項)

・ 短時間労働者から求められた場合に、雇用管理の改善措置(第6条、第9条から第12条までの措置等)の決定に当たり考慮した事項について、短時間労働者に説明(義務)(第2項)

均等・均衡待遇に関する規定の全体像 ②

有期雇用労働者

○労働契約法(平成19年法律第128号)
※純粋な民事法規

【不合理な労働条件の相違の禁止】(均衡待遇・第20条)

- ・ ①職務内容、②職務内容・配置の変更範囲、③その他の事情を考慮し、不合理な相違は不可
- ※ 具体的には、①~③を考慮して、個々の労働条件ごとに司法判断

派遣労働者

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)
※行政による助言・指導等を規定する法律

【派遣元に係る規定】

- ・ 賃金決定等の際に考慮した内容について派遣労働者に説明(義務)(第31条の2第2項)
 - ・ 派遣先の労働者との均衡を考慮しつつ、同種の業務に従事する一般の労働者の賃金水準や、派遣労働者の職務の内容、成果、意欲、能力、経験等を勘案し、賃金を決定(配慮義務)(第30条の3第1項)
 - ・ 派遣先の労働者との均衡を考慮し、教育訓練、福利厚生その他必要な措置を実施(配慮義務)(第30条の3第2項)
- ※ 短時間労働者及び有期雇用労働者の場合のような司法判断の根拠条文は整備されていない。

【派遣先に係る規定】

- ・ 派遣労働者に関して、賃金水準の情報提供等、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用について配慮(配慮義務)(第40条第2項、第3項、第5項)

(参考)労働基準・契約一般に関する規定

労働基準法第15条(昭和22年法律第49号)

【労働条件の明示】(第15条)

- ・ 「契約期間」「有期労働契約を更新する場合の基準」「仕事をする場所と仕事の内容」「始業・終業の時刻や所定時間外労働の有無、休憩・休日・休暇」「賃金」「退職に関する事項」などについて、文書で明示(義務)(第1項)

労働契約法(平成19年法律第128号)

【労働契約の原則】(第3条)

- ・ 労働契約は、労働者及び使用者が対等の立場における合意に基づいて締結し、又は変更すべきものとする(第1項)
- ・ 労働契約は、労働者及び使用者が仕事と生活の調和にも配慮しつつ締結し、又は変更すべきものとする(第3項)

【労働契約内容の理解の促進】(第4条)

- ・ 使用者は労働者に提示する労働条件及び労働契約の内容について労働者の理解を深めるようにする(第1項)
- ・ 労働者及び使用者は、労働契約の内容について、できる限り書面で確認する(第2項)

労働者派遣法における待遇に関する規定

<派遣元>

<派遣先>

義務	【賃金・教育訓練・福利厚生】派遣労働者から求めがあった場合、均衡を考慮して待遇を決定するよう配慮すべきとされている事項に関する決定の際に考慮した事項について、その派遣労働者に説明する義務(法第31条の2第2項)	なし
配慮義務	<p>【賃金】同種の業務に従事する派遣先の労働者の賃金水準との均衡を考慮しつつ、同種の業務に従事する一般の労働者の賃金水準又は派遣労働者の職務の内容・成果・意欲・能力・経験等を勘案して賃金を決定する配慮義務(法第30条の3第1項)</p> <p>※派遣先の労働者の賃金水準との均衡を考慮した結果のみをもって派遣労働者の賃金を引き下げようとする取扱いは法の趣旨に反する(派元指針第2の8(6)ロ)</p> <p>【教育訓練・福利厚生】同種の業務に従事する派遣先の労働者との均衡を考慮しつつ、実施する配慮義務(法第30条の3第2項)</p>	<p>【賃金】派遣元の求めに応じ、派遣労働者と同種の業務に従事する派遣先の労働者の賃金水準に関する情報(派遣先の労働者の賃金水準・一般の労働者の賃金水準(賃金相場))又はその業務に従事する労働者の募集に係る事項(賃金に係る情報に限る)を提供する等の配慮義務(法第40条第5項)</p> <p>【教育訓練】派遣元の求めに応じ、派遣労働者と同種の業務に従事する派遣先の労働者の業務の遂行に必要な能力を付与するための教育訓練については、派遣労働者にも実施する配慮義務(法第40条第2項)</p> <p>【福利厚生】派遣先の労働者に利用の機会を与えている福利厚生施設(給食施設、休憩室、更衣室)は、派遣労働者にも利用の機会を与える配慮義務(法第40条第3項)</p>
努力義務	<p>【賃金】派遣労働者の職務の成果、意欲等を適切に把握し、当該職務の成果等に応じた適切な賃金を決定する努力義務(派元指針第2の8(6)イ)</p> <p>【賃金】派遣料金の交渉が派遣労働者の待遇改善にとって重要であることを踏まえ、交渉にあたる努力義務(派元指針第2の8(6)ハ)</p> <p>【賃金】派遣料金の引上げを賃金の引上げに反映する努力義務(派元指針第2の8(6)ニ)</p> <p>【教育訓練・福利厚生】同種の業務に従事する派遣先の労働者の福利厚生等の実状を把握し、派遣先の労働者との均衡に配慮して必要な措置を講じる努力義務(派元指針第2の8(6)ホ)</p>	<p>【賃金】派遣元が派遣労働者の職務の成果等に応じた適切な賃金を決定できるよう、派遣元からの求めに応じ、派遣労働者の職務の評価等に協力する努力義務(派先指針第2の9(1))</p> <p>【賃金】派遣料金の決定の際、派遣労働者と派遣先の同種の業務の労働者の賃金水準の均衡が図られたものとなるようにする努力義務(派先指針第2の9(2))</p> <p>【賃金】派遣契約更新の際、就業の実態や労働市場の状況、業務内容・責任の程度、派遣労働者に要求する技術水準の変化等を勘案して派遣料金を決定する努力義務(派先指針第2の9(2))</p> <p>【教育訓練・福利厚生】派遣元の求めに応じ、派遣社員と同種の業務に従事する派遣先の労働者に関する情報や派遣労働者の業務の遂行の状況等の情報の提供等必要な協力をする努力義務(法第40条第6項)</p> <p>【福利厚生】派遣先の労働者が通常利用している診療所等の施設の利用に関する便宜の供与等必要な措置を講ずる努力義務(法第40条第4項) 6</p>

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等 の一部を改正する法律（平成27年法律第73号）の概要

平成24年改正時の附帯決議等を踏まえ、派遣労働者の一層の雇用の安定、保護等を図るため、特定労働者派遣事業を廃止するとともに、労働者派遣の役務の提供を受ける者の事業所その他派遣就業の場所ごとに派遣可能期間を設ける等の所要の措置を講ずる。

1. 派遣事業の健全化

- 労働者派遣事業の健全な育成を図るため、特定労働者派遣事業(届出制)^{※1}と一般労働者派遣事業(許可制)^{※1}の区別を廃止し、全ての労働者派遣事業を許可制とする。

※1 特定労働者派遣事業:派遣労働者が常時雇用される労働者のみの場合
一般労働者派遣事業:派遣労働者が常時雇用される労働者のみでない場合

2. 派遣労働者の雇用安定とキャリアアップ

- 派遣労働者の雇用が不安定、キャリアアップが図られにくいという課題へ対応するため、以下の措置を講ずる。

- ① 派遣期間終了時の派遣労働者の雇用安定措置^{※2}(雇用を継続するための措置)を派遣元に課す。
(3年経過時は義務、1年以上3年未満は努力義務)
- ② 派遣労働者に対する計画的な教育訓練や、希望者へのキャリアコンサルティングを派遣元に義務付け。

派遣元の義務規定への
違反に対しては、
許可の取消も含め厳しく指導。

※2 雇用安定措置の内容:①派遣先への直接雇用の依頼 ②新たな就業機会(派遣先)の提供 ③派遣元での無期雇用
④その他安定した雇用の継続が確実に図られると認められる措置

3. よりわかりやすい派遣期間規制への見直し

- 専門業務等からなるいわゆる26業務には期間制限がかからず

その他の業務には最長3年の期間制限がかかる制度を分かりやすいものとするため廃止し、新たに以下の制度を設ける。

- ① 個人単位の期間制限 : 派遣先の同一の組織単位(課)における同一の派遣労働者の継続的な受入れは3年を上限とする。
- ② 事業所単位の期間制限 : 派遣先の同一の事業所における派遣労働者の継続的な受入れは3年を上限とする。それを超えて受け入れようとするときは過半数労働組合等からの意見聴取が必要。意見があった場合には説明義務を課す。

※3 平成24年の労働者派遣法一部改正法の附帯決議においても、専門26業務の該当の有無によって派遣期間の取扱いが大きく変わる現行制度について、分かりやすい制度となるよう速やかに見直しの検討を開始することとされている。

4. 派遣労働者の均衡待遇措置の強化

- 派遣元と派遣先の双方において、派遣労働者の均衡待遇確保のための取組を強化する。

施行期日:平成27年9月30日

派遣労働者のキャリアアップの推進の在り方について

背景

- 派遣労働者は、正規雇用労働者に比べ職業能力形成の機会が乏しい

キャリアアップ支援を初めて義務化

改正前

改正後

1. 派遣元が講ずべき措置

なし

- 派遣元は、派遣労働者に対して、
 - ・計画的な教育訓練
 - ・希望者に対するキャリアコンサルティングを実施する義務
※無期雇用の派遣労働者には、長期的なキャリア形成を視野に入れて実施
- ★ 義務違反に対しては、許可の取消を含め厳しく指導
- 教育訓練等の実施状況について事業報告を求め、行政がチェックし、必要な指導等を実施
- 労働者派遣事業の許可・更新要件に「キャリア形成支援制度を有すること」を追加
- ★ 要件を満たさない場合、不許可又は不更新

2. 派遣先が講ずべき措置

なし

- 派遣先は、派遣元の求めに応じ、派遣労働者の職務遂行状況や遂行能力の向上度合など派遣元によるキャリアアップ支援に必要な情報を派遣元に提供する努力義務

派遣労働者と派遣先の労働者との均衡待遇の確保について

趣旨

平成24年改正で創設された派遣労働者と派遣先の労働者の均衡待遇を強化(初めて義務規定を創設)

改正前



改正後

派遣元

○均衡を考慮しつつ、

- ・派遣労働者の職務の内容、能力・経験等を勘案して賃金を決定する
- ・教育訓練を実施する
- ・福利厚生を実施する

配慮義務

左記に加え、

○均衡待遇の確保のために考慮した内容を、本人の求めに応じて説明する義務

★ 義務違反に対しては、許可の取消を含め厳しく指導

- ⇒
- ・派遣労働者の納得性の向上
 - ・履行確保につながる

派遣先

○派遣先の労働者に関する賃金等の情報提供等の努力義務

○左記努力義務を、具体的な措置を行う「配慮義務」に格上げ

○派遣先の労働者に業務に密接に関連した教育訓練を実施する場合は、派遣労働者にも実施する配慮義務

○派遣労働者に対し、派遣先の労働者が利用する福利厚生施設(給食施設、休憩室、更衣室)の利用の機会を与える配慮義務

都道府県労働局を通じた平成24年・27年 労働者派遣法改正法施行状況調査（抄）

調査の概要

1. 調査期間

平成28年2月1日～4月30日

2. 調査対象

派遣元事業所 1,112事業所

（うち、労働者派遣事業：385事業所、（旧）特定労働者派遣事業：727事業所）

3. 調査方法

- 指導監督の際に、需給調整指導官が質問事項に即して、事業所等からヒアリングを行い、聞き取った内容を記入。
- 説明会等に参加する派遣元事業所に対して調査票を配布・回収。

4. 調査内容

- 平成24年、27年労働者派遣法改正により新たに設けられた規制等についての対応状況（選択方式）

※指導監督の際に本調査を行う場合で、本調査票の記入に際して、対象派遣元事業所等における法令違反等が判明した場合には、通常の定期指導における場合と同様、適正に是正指導等の対応を行っている。

平成24年労働者派遣法改正法施行状況調査

5. 均衡待遇

(1) 平成24年改正法施行後、派遣労働者の均衡待遇を図るためにどのような配慮をしているか(複数選択可)

総数	【賃金】派遣先の労働者との均衡	【賃金】一般の労働者の勘案	【賃金】職務内容や成果等の勘案	【教育訓練】派遣先の労働者との均衡	【福利厚生】派遣先の労働者との均衡	特段対応していない	※その他
1,112	341	315	464	429	679	101	30
100%	30.7%	28.3%	41.7%	38.6%	61.1%	9.1%	2.7%

※その他(複数記載有): 正社員・無期雇用労働者を派遣しているため社内規定で待遇を決定(7)、派遣先との派遣料金の交渉(4)等

(2) (1)で【賃金】について「派遣先の労働者との均衡」または「一般の労働者の勘案」を選択した場合、均衡待遇を図るに当たって何を考慮しているか(複数選択可)

総数	基本給	職務手当、精皆勤手当	賞与、期末手当等特別賞与(いわゆるボーナス)	退職金	通勤手当	家族手当、住宅手当	※その他
542	499	142	100	27	188	48	21
100%	92.1%	26.2%	18.5%	5.0%	34.7%	8.9%	3.9%

※その他(複数記載有): 資格手当・技術手当等(7)、総支給額(2)等

(3) (平成27年改正法施行前)均衡待遇の配慮内容について派遣労働者に説明したか

総数	有	無
1,112	665	447
100%	59.8%	40.2%

(4) (平成27年改正法施行前)派遣先に協力を求めた事項はあるか(複数選択可)

総数	派遣先で同種の業務に従事する派遣先の労働者の賃金水準の情報提供	教育訓練の情報提供	福利厚生の情報提供	派遣労働者の職務の評価(成果・意欲・能力等)	※1 その他	※2 協力を求めている
1,112	376	529	656	624	24	87
100%	33.8%	47.6%	59.0%	56.1%	2.2%	7.8%

※1 その他(複数記載有):昇給や派遣料金の適正化・見直し(6)、キャリア形成支援(3)等

※2 理由:正社員・無期雇用派遣労働であるため(9)、既に承知している内容であるため(4)、派遣先の社員と格差があり過ぎるため(3)、自社で全て対応を行っているため(2)等

(5) (平成27年改正法施行前)派遣先からの協力を得られた事項はあるか(複数選択可)

総数	派遣先で同種の業務に従事する派遣先の労働者の賃金水準の情報提供	教育訓練の情報提供	福利厚生の情報提供	派遣労働者の職務の評価(成果・意欲・能力等)	※その他	協力を求めている
1,112	300	521	658	625	31	74
100%	27.0%	46.9%	59.2%	56.2%	2.8%	6.7%

※その他(複数記載有):派遣料金の改定(3)、通勤手当の支給(2)等

(6) 均衡待遇を進めるに当たり、問題となっている事項はあるか(複数選択可)

総数	派遣先の労働者の待遇に関する情報が手に入らない	派遣労働者と同種の業務に従事する一般労働者の賃金水準が分からない	派遣労働者の派遣先での評価が分からず、賃金等に反映されない	派遣先に協力を求めても、派遣先が協力してくれない	待遇を改善するための原資が不十分	※その他	特にな
1,112	247	242	69	100	321	47	493
100%	22.2%	21.8%	6.2%	9.0%	28.9%	4.2%	44.3%

※その他(複数記載有):派遣料金が上がらない(9)、派遣先の賃金と比較が難しい(8)等

(7) 均衡待遇を進めるに当たり、派遣先の社員との均衡と派遣労働者の均衡のどちらを重視しているか(複数選択可)

総数	派遣先の社員との均衡	派遣労働者間の均衡	両者のバランスを取る
1,112	152	568	486
100%	13.7%	51.1%	43.7%

平成27年労働者派遣法改正法施行状況調査

4. 均衡待遇の推進

(1) 平成27年改正法施行後、均衡待遇の確保のために考慮した内容について、派遣労働者から説明を求められたことがあるか、また、求めに応じたか

総数	求められたことがあり、説明した	求められたことがあるが、説明しなかった	求められたことがない
1,112	111	2	999
100%	10.0%	0.2%	89.8%

(2) 平成27年改正法施行後、同種の業務に従事する派遣先の労働者の賃金情報の提供を派遣先に求めたことがあるか、また、派遣先は求めに応じたか

総数	求めたことがあり、賃金情報を提供した	求めたことがあるが、賃金情報を提供しなかった	求めたことがない
1,112	307	98	707
100%	27.6%	8.8%	63.6%

(3) 平成27年改正法施行後、教育訓練の実施について、派遣先に求めたことがあるか、また、派遣先は求めに応じたか

総数	求めたことがあり、派遣先による教育訓練が行われた(又は行われる予定)	求めたことがあるが、派遣先による教育訓練は行われなかった	求めたことがない
1,112	498	39	575
100%	44.8%	3.5%	51.7%

関連規定の具体的な運用等①

待遇に関する事項等の説明(労働者派遣法第31条の2)

(待遇に関する事項等の説明)

第三十一条の二 派遣元事業主は、派遣労働者として雇用しようとする労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者を派遣労働者として雇用した場合における当該労働者の賃金の額の見込みその他の当該労働者の待遇に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項(※)を説明しなければならない。

※説明すべき事項は次のとおり(労働者派遣法施行規則第25条の6第2項)

- ①労働者を派遣労働者として雇用した場合における当該労働者の賃金の額の見込み
健康保険、厚生年金保険、雇用保険法の各労働・社会保険の被保険者になることに関する事項
その他の当該労働者の待遇に関する事項
- ②事業運営に関する事項
- ③労働者派遣に関する制度の概要

2 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者から求めがあつたときは、第三十条の三の規定により配慮すべきこととされている事項に関する決定をするに当たつて考慮した事項(※)について、当該派遣労働者に説明しなければならない。

※説明すべき事項は均衡待遇確保のために配慮した内容

【参考】規定の解釈について(出典:労働者派遣事業関係業務取扱要領)

《第1項関係》

「派遣労働者として雇用しようとする労働者」: 例えば、いわゆる登録型で労働者派遣事業が行われる場合における登録状態にある労働者の他、いわゆる常用型で労働者派遣事業が行われる場合で、新たに労働者を派遣労働者として雇用しようとする者(雇入れ後に一定期間研修を受講したり、派遣による就業以外の業務を行ったりした後に派遣される者を含む。)等も該当する。

「賃金の額の見込み」: 当該労働者の能力・経験・職歴・保有資格等を考慮し、当該労働者を派遣労働者として雇用した場合の現時点における賃金額の見込みであり、一定の幅があっても差し支えない。

「その他の当該労働者の待遇に関する事項」: 想定される就業時間や就業日・就業場所・派遣期間、教育訓練、福利厚生等が該当するが、当該時点において説明可能な事項について労働者に説明することで差し支えない。

《第2項関係》

「均衡待遇確保のために配慮した内容」: 均衡を考慮した待遇の確保を図るために配慮した内容の説明とは、例えば、派遣労働者の賃金の決定にあたって派遣先から提供のあった派遣先の同種の労働者に係る賃金水準を参考にした等の説明をいう。

関連規定の具体的な運用等②

履行確保措置(労働者派遣法第14条、第48条、第49条、第49条の2)①

【労働者派遣をする事業主に対する履行確保措置】

※指導・助言以外は派遣元事業主に対する履行確保措置

- 指導・助言(この法律の施行に関し必要があると認めるとき)
- 改善命令(この法律(※を除く。)その他労働に関する法律の規定に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するために必要があると認めるとき)
- 許可の取消し
 - ・許可の欠格事由に該当するとき
 - ・労働者派遣法(※を除く。)・職業安定法の規定又はこれらの規定に基づく命令・処分に違反したとき
 - ・許可の条件に違反したとき
 - ・指示を受けたにもかかわらずなお※に違反したとき
- 事業停止命令
 - ・労働者派遣法(※を除く。)・職業安定法の規定又はこれらの規定に基づく命令・処分に違反したとき
 - ・許可の条件に違反したとき
- 勧告(専ら労働者派遣の役務を特定の者に提供することを目的としている場合)
- 指示(指導・助言をしたにもかかわらずなお※に違反したとき)
- 労働者派遣の停止命令(派遣先が派遣労働者を適用除外業務に従事させている場合において、当該派遣就業を継続させることが著しく不相当であると認めるとき)

※関係派遣先への派遣割合報告書の提出、関係派遣先への派遣割合制限、特定有期雇用派遣労働者(派遣先の同一の組織単位に継続して3年間派遣される見込みがある者に限る。)に対する雇用安定措置

【労働者派遣の役務の提供を受ける者に対する履行確保措置】

- 指導・助言(この法律の施行に関し必要があると認めるとき)
- 勧告
 - ・派遣労働者を適用除外業務に従事させている場合
 - ・派遣元事業主以外の労働者派遣事業を行う事業主から労働者派遣の役務の提供を受けている場合
 - ・派遣受入期間を超える期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けている場合
 - ・過半数組合等からの意見を聴取せずに派遣可能期間を超える期間継続して労働者派遣の役務の提供を受ける場合
 - ・過半数組合等からの異議があつたにもかかわらず派遣可能期間の延長の理由等について説明をしない場合
 - ・派遣先を離職して1年以内の者(60歳以上の定年退職者を除く。)について、当該派遣先が当該者を派遣労働者として受け入れ、労働者派遣の役務の提供を受けていた場合
 - ・上記に該当し指導・助言をした場合において、なお、違法行為を行っており又は違法行為を行うおそれがあると認めるとき
- 公表(勧告に従わなかったとき)

(許可の取消し等)

第十四条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第五条第一項の許可を取り消すことができる。

- 一 第六条各号(第四号から第七号までを除く。)のいずれかに該当しているとき。
- 二 この法律(第二十三条第三項、第二十三条の二、第三十条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項及び次章第四節の規定を除く。)若しくは職業安定法の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- 三 第九条第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。
- 四 第四十八条第三項の規定による指示を受けたにもかかわらず、なお第二十三条第三項、第二十三条の二又は第三十条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定に違反したとき。

2 厚生労働大臣は、派遣元事業主が前項第二号又は第三号に該当するときは、期間を定めて当該労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

関連規定の具体的な運用等③

履行確保措置(労働者派遣法第14条、第48条、第49条、第49条の2)②

(指導及び助言等)

第四十八条 厚生労働大臣は、この法律(前章第四節の規定を除く。第四十九条の三第一項、第五十条及び第五十一条第一項において同じ。)の施行に関し必要があると認めるときは、労働者派遣をする事業主及び労働者派遣の役務の提供を受ける者に対し、労働者派遣事業の適正な運営又は適正な派遣就業を確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

2 厚生労働大臣は、労働力需給の適正な調整を図るため、労働者派遣事業が専ら労働者派遣の役務を特定の者に提供することを目的として行われている場合(第七条第一項第一号の厚生労働省令で定める場合を除く。)において必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、当該労働者派遣事業の目的及び内容を変更するように勧告することができる。

3 厚生労働大臣は、第二十三条第三項、第二十三条の二又は第三十条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定に違反した派遣元事業主に対し、第一項の規定による指導又は助言をした場合において、当該派遣元事業主がなお第二十三条第三項、第二十三条の二又は第三十条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定に違反したときは、当該派遣元事業主に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(改善命令等)

第四十九条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律(第二十三条第三項、第二十三条の二及び第三十条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定を除く。)その他労働に関する法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 厚生労働大臣は、派遣先が第四条第三項の規定に違反している場合において、同項の規定に違反している派遣就業を継続させることが著しく不適当であると認めるときは、当該派遣先に労働者派遣をする派遣元事業主に対し、当該派遣就業に係る労働者派遣契約による労働者派遣の停止を命ずることができる。

(公表等)

第四十九条の二 厚生労働大臣は、労働者派遣の役務の提供を受ける者が、第四条第三項、第二十四条の二、第四十条の二第一項、第四項若しくは第五項、第四十条の三若しくは第四十条の九第一項の規定に違反しているとき、又はこれらの規定に違反して第四十八条第一項の規定による指導若しくは助言を受けたにもかかわらずなおこれらの規定に違反するおそれがあると認めるときは、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者に対し、第四条第三項、第二十四条の二、第四十条の二第一項、第四項若しくは第五項、第四十条の三若しくは第四十条の九第一項の規定に違反する派遣就業を是正するために必要な措置又は当該派遣就業が行われることを防止するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

賃金水準に関する統計データについて

- 職種ごとの詳細な賃金水準が把握できる統計として、以下の2つがある。
- それぞれの統計における「正社員・正職員」「正社員」のデータを「一般の労働者」の賃金水準として参考としてはどうか。

調査集計方法	賃金構造基本統計調査	職業安定業務統計(求人平均賃金)
事業所	全国の ・5人以上の常用労働者を雇用する民営事業所 ・10人以上の常用労働者を雇用する公営事業所	全国の公共職業安定所に対する求人企業
雇用形態 ／就業形態	「正社員・正職員」・「正社員・正職員以外」 ／「一般労働者」・「短時間労働者」	「フルタイム」・「パートタイム」 フルタイムについてさらに 「正社員」・「正社員以外」に区分
賃金の区分	◆「きまって支給する現金給与額」(※基本給、職務手当、精皆勤手当、通勤手当、家族手当等のほか、超過労働給与額も含まれる) ◆「所定内給与額」(※「きまって支給する現金給与額」から超過労働給与額を差し引いたもの) ◆「年間賞与その他特別給与額」	区分なし (「基本給」+「定額的に支払われる手当」のみ) ※ 定額的に支払われる手当には職務手当、精皆勤手当、家族手当、超過労働給与額も含み、通勤手当は含まない。
職業・職種	129職種	職業分類の中分類
勤続年数別	0年／1～2年／3～4年／5～9年(以降5年ごと)	求人時点(勤続0年)
地域	都道府県別	都道府県別
備考	統計データのサンプル ⇒別紙1～3	統計データのサンプル ⇒別紙4, 5

平成28年賃金構造基本統計調査

参考表 男女計の産業別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額

(学歴計、企業規模計)

産 業	年 齢	勤 続 年 数	所定内 実労働 時間数	超 過 実労働 時間数	きまって 支給する 現金給与額	所定内 給与額	年間賞与 その他 特別給与額	労働者数
産 業 計	42.2	11.9	164	13	333.7	304.0	894.2	2 306 979
C 鉱 業 ・ 採 石 業 ・ 砂 利 採 取 業	46.3	13.2	165	13	353.2	324.8	1103.9	1 231
D 建 設 業	44.2	13.3	169	14	365.1	334.6	948.3	153 534
D06 総 合 工 事 業	45.1	13.3	168	13	381.2	353.0	999.6	88 597
D07 職 別 工 事 業 (設 備 工 事 業 を 除 く)	43.9	11.4	174	13	322.1	297.9	537.9	17 931
D08 設 備 工 事 業	42.6	14.2	168	18	351.1	313.8	1008.3	47 006
E 製 造 業	42.2	14.4	165	17	334.2	295.1	1021.1	544 095
E09 食 料 品 製 造 業	43.5	11.2	167	17	260.4	230.8	499.1	65 437
E10 飲 料 ・ た ば こ ・ 飼 料 製 造 業	42.2	13.6	164	14	314.9	283.3	934.5	6 913
E11 織 維 工 業	44.3	13.7	171	9	245.1	228.9	504.9	16 223
E12 木 材 ・ 木 製 品 製 造 業 (家 具 を 除 く)	43.1	11.8	174	15	271.6	243.9	480.9	5 553
E13 家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	42.9	14.0	167	15	292.2	265.4	697.8	5 441
E14 パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業	42.4	14.7	166	14	302.9	271.3	760.8	13 260
E15 印 刷 ・ 同 関 連 業	41.7	13.5	170	19	307.1	271.3	493.6	16 400
E16 化 学 工 業	41.9	16.0	158	13	406.8	371.2	1463.0	35 445
E17 石 油 製 品 ・ 石 炭 製 品 製 造 業	42.8	18.8	159	21	420.3	357.2	1559.3	1 790
E18 プ ラ ス チ ッ ク 製 品 製 造 業 (別 掲 を 除 く)	41.7	12.9	166	17	305.0	270.0	784.9	25 988
E19 ゴ ム 製 品 製 造 業	41.2	13.7	164	18	320.1	279.2	992.7	9 448
E20 な め し 革 ・ 同 製 品 ・ 毛 皮 製 造 業	45.4	14.2	173	5	246.1	237.9	340.1	1 124
E21 窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	44.5	13.6	167	14	308.7	280.7	903.3	15 929
E22 鉄 鋼 製 造 業	40.9	15.6	162	21	359.3	303.8	1226.9	17 326
E23 非 鉄 金 属 製 造 業	41.9	15.1	162	17	351.8	306.7	1122.7	11 379
E24 金 属 製 品 製 造 業	41.9	13.2	169	19	309.7	272.9	763.0	35 359
E25 は ん 用 機 械 器 具 製 造 業	41.7	15.0	164	17	353.2	315.3	1250.1	26 207
E26 生 産 用 機 械 器 具 製 造 業	42.6	14.9	167	19	341.6	302.8	1100.3	39 150
E27 業 務 用 機 械 器 具 製 造 業	42.5	14.8	160	13	348.1	319.7	1174.0	18 284
E28 電 子 部 品 ・ デ バ イ ス ・ 電 子 回 路 製 造 業	42.0	16.1	161	19	361.4	314.7	1171.7	35 295
E29 電 気 機 械 器 具 製 造 業	42.4	15.6	165	17	352.5	313.3	1195.0	36 752
E30 情 報 通 信 機 械 器 具 製 造 業	43.4	17.9	156	15	392.9	355.2	1472.4	17 092
E31 輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	40.8	15.1	163	23	376.1	317.3	1359.3	77 995
E32 そ の 他 の 製 造 業	42.8	14.2	165	14	313.2	285.4	935.1	10 305
F 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	42.4	19.1	155	15	467.1	410.5	1003.6	15 943
F33 電 気 業	42.2	20.6	155	18	504.6	437.8	813.4	11 321
F34 ガ ス 業	41.4	17.6	153	11	415.2	375.8	1807.4	3 076
F35 熱 供 給 業	49.9	17.0	156	12	386.9	346.3	1310.6	85
F36 水 道 業	45.4	10.9	160	6	290.2	275.1	767.9	1 462
G 情 報 通 信 業	39.5	12.5	156	13	404.1	371.4	1264.1	116 729
G37 通 信 業	43.5	17.2	145	13	409.0	371.2	1306.2	7 098
G38 放 送 業	41.0	13.6	158	15	466.8	428.1	1953.5	3 772
G39 情 報 サ ー ビ ス 業	39.4	12.7	156	14	397.0	364.2	1283.4	84 672
G40 イ ン タ ー ネ ッ ト 附 随 サ ー ビ ス 業	34.1	4.7	160	9	400.2	382.6	977.4	9 175
G41 映 像 ・ 音 声 ・ 文 字 情 報 制 作 業	41.4	14.2	158	12	434.8	396.4	1105.5	12 012
H 運 輸 業 ・ 郵 便 業	46.2	11.8	167	27	326.6	277.0	579.7	169 230
H42 鉄 道 業	40.4	17.4	153	15	381.7	333.7	1523.5	17 893
H43 道 路 旅 客 運 送 業	54.3	11.0	170	28	285.3	236.1	362.3	29 097
H44 道 路 貨 物 運 送 業	45.8	10.9	175	33	323.6	268.1	369.4	87 680
H45 水 道 運 送 業	42.0	12.8	161	14	378.1	346.6	1096.7	1 480
H46 航 空 運 送 業	42.3	16.5	152	6	583.8	565.7	1468.3	3 408
H47 倉 庫 業	43.1	10.5	167	21	290.9	255.2	565.2	9 257
H48 運 輸 に 附 帯 す る サ ー ビ ス 業	43.4	11.5	162	19	319.2	279.8	785.6	20 259
H49 郵 便 業 (信 書 便 事 業 を 含 む)	45.0	12.9	161	17	343.4	304.6	864.0	155
I 卸 売 業 ・ 小 売 業	41.3	12.8	167	10	327.8	307.9	918.9	342 992
I50~55 卸 売 業	42.1	13.9	165	9	362.9	343.0	1182.1	193 316
I50 各 種 商 品 卸 売 業	41.9	15.3	161	11	483.4	453.2	2839.1	4 427
I51 織 維 ・ 衣 服 等 卸 売 業	41.1	12.0	166	5	310.4	299.6	825.0	11 208
I52 飲 食 料 品 卸 売 業	42.9	13.7	170	13	321.8	298.8	762.5	36 655
I53 建 築 材 料 ・ 鉱 物 ・ 金 属 材 料 等 卸 売 業	42.2	13.2	166	8	358.7	340.6	1186.8	39 938
I54 機 械 器 具 卸 売 業	41.9	14.7	164	10	382.4	359.1	1379.2	57 744
I55 そ の 他 の 卸 売 業	42.0	14.0	164	7	376.6	361.2	1193.1	43 344

平成28年賃金構造基本統計調査

参考表 男女計の産業別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額

(学歴計、企業規模計)

産 業	年 齢	勤 続 年 数	所定内 実労働 時間数	超 過 実労働 時間数	きまって 支給する 現金給与額		年間賞与 その他 特別給与額	労働者数	
					千円	千円			
156~61 小 売 業	歳	年	時	時	千円	千円	千円	十人	
I56 各 種 商 品 小 売 業	40.2	11.3	168	11	282.6	262.5	579.1	149 677	
I57 織 物 ・ 衣 服 ・ 身 の 回 り 品 小 売 業	43.4	15.5	162	7	299.3	284.7	655.2	12 256	
I58 飲 食 料 品 小 売 業	38.6	8.9	167	8	255.8	242.8	395.7	9 011	
I59 機 械 器 具 小 売 業	40.6	10.2	171	13	252.5	231.9	397.6	43 390	
I60 そ の 他 の 小 売 業	38.4	12.7	167	14	311.6	286.9	849.3	37 149	
I61 無 店 舗 小 売 業	40.4	10.6	169	10	287.0	269.2	558.5	34 892	
J 金 融 業 ， 保 険 業	41.2	10.6	168	13	291.3	269.1	522.8	12 979	
J62 銀 行	41.9	13.8	153	13	400.3	369.8	1551.8	100 862	
J63 協 同 組 織 金 融 業	J62 銀 行	39.4	14.3	155	19	419.2	369.8	1636.6	30 912
J64 貸 金 業 ， クレジットカード業等非預金信用機関	J63 協 同 組 織 金 融 業	39.9	16.0	160	10	352.7	329.4	1306.5	13 285
J65 金 融 商 品 取 引 業 ， 商 品 先 物 取 引 業	J64 貸 金 業 ， クレジットカード業等非預金信用機関	41.0	14.3	151	15	397.0	360.0	1479.0	7 601
J66 補 助 的 金 融 業 等	J65 金 融 商 品 取 引 業 ， 商 品 先 物 取 引 業	41.0	13.1	160	14	563.4	528.5	2885.3	7 853
J67 保 険 業 (保 険 協 介 代 理 業 ， 保 険 サ ー ビ ス 業 を 含 む)	J66 補 助 的 金 融 業 等	45.1	12.5	153	8	380.5	361.6	1477.1	2 020
K 不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業	J67 保 険 業 (保 険 協 介 代 理 業 ， 保 険 サ ー ビ ス 業 を 含 む)	44.7	12.7	148	8	370.6	354.0	1318.7	39 191
K68 不 動 産 取 引 業	K 不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業	42.3	9.8	163	11	348.9	325.1	1027.7	30 473
K69 不 動 産 賃 貸 業 ・ 管 理 業	K68 不 動 産 取 引 業	39.7	9.1	165	9	386.8	367.2	1136.6	7 667
K70 物 品 賃 貸 業	K69 不 動 産 賃 貸 業 ・ 管 理 業	45.0	9.5	161	11	334.0	310.3	964.7	12 959
L 学 術 研 究 ， 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	K70 物 品 賃 貸 業	40.8	10.6	164	13	339.0	311.7	1025.8	9 847
L71 学 術 ・ 開 発 研 究 機 関	L 学 術 研 究 ， 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	41.9	12.3	161	13	399.8	369.5	1298.0	81 450
L72 専 門 サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	L71 学 術 ・ 開 発 研 究 機 関	42.8	15.3	160	11	462.5	433.7	1861.5	19 074
L73 広 告	L72 専 門 サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	39.6	8.5	164	12	394.0	366.0	1110.0	19 946
L74 技 術 サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	L73 広 告	38.5	9.9	158	12	416.4	380.9	1235.4	5 329
M 宿 泊 業 ， 飲 食 サ ー ビ ス 業	L74 技 術 サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	43.1	13.3	160	15	368.4	336.8	1118.4	37 101
M75 宿 泊 業	M 宿 泊 業 ， 飲 食 サ ー ビ ス 業	41.1	8.6	173	14	265.1	241.5	312.1	49 547
M76 飲 食 店	M75 宿 泊 業	41.6	8.6	171	12	255.6	235.0	339.1	19 914
M77 持 ち 帰 り ・ 配 達 飲 食 サ ー ビ ス 業	M76 飲 食 店	39.8	8.7	176	16	281.1	253.8	291.0	22 399
N 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 ， 娯 楽 業	M77 持 ち 帰 り ・ 配 達 飲 食 サ ー ビ ス 業	43.7	8.1	171	14	241.7	221.7	303.1	7 235
N78 洗 濯 ・ 理 容 ・ 美 容 ・ 浴 場 業	N 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 ， 娯 楽 業	39.6	9.1	169	9	271.9	255.3	426.2	43 579
N79 そ の 他 の 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業	N78 洗 濯 ・ 理 容 ・ 美 容 ・ 浴 場 業	39.7	8.6	173	10	241.1	226.5	236.3	11 189
N80 娯 楽 業	N79 そ の 他 の 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業	40.4	9.7	166	11	294.4	272.8	579.0	8 811
O 教 育 ， 学 習 支 援 業	N80 娯 楽 業	39.3	9.1	168	8	278.1	262.5	459.1	23 579
O81 学 校 教 育	O 教 育 ， 学 習 支 援 業	43.1	11.5	167	5	387.6	375.7	1277.0	67 274
O82 そ の 他 の 教 育 ， 学 習 支 援 業	O81 学 校 教 育	43.4	11.6	168	4	404.8	394.7	1404.6	55 609
P 医 療 ， 福 祉	O82 そ の 他 の 教 育 ， 学 習 支 援 業	41.3	10.9	164	11	305.8	285.3	668.8	11 665
P83 医 療 福 祉	P 医 療 ， 福 祉	41.1	8.4	164	6	300.3	279.6	676.9	373 908
P84 保 健 衛 生	P83 医 療 福 祉	40.3	9.1	161	7	348.7	319.5	779.4	197 024
P85 社 会 保 険 ・ 社 会 福 祉 ・ 介 護 事 業	P84 保 健 衛 生	44.3	12.2	163	9	355.1	335.5	1173.0	3 465
Q 複 合 サ ー ビ ス 事 業	P85 社 会 保 険 ・ 社 会 福 祉 ・ 介 護 事 業	42.0	7.4	167	4	244.2	233.1	550.6	173 418
Q86 郵 便 局	Q 複 合 サ ー ビ ス 事 業	41.9	14.3	161	11	310.4	289.6	917.3	36 001
Q87 協 同 組 合 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	Q86 郵 便 局	42.4	13.6	161	15	336.7	307.0	892.6	20 505
R サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	Q87 協 同 組 合 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	41.3	15.1	161	5	275.6	266.6	950.0	15 495
R88 廃 棄 物 処 理 業	R サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	43.4	8.2	164	16	283.5	255.1	465.7	180 132
R89 自 動 車 整 備 業	R88 廃 棄 物 処 理 業	45.8	10.0	171	12	292.2	269.4	529.5	13 851
R90 機 械 等 修 理 業 (別 掲 を 除 く)	R89 自 動 車 整 備 業	43.1	13.5	173	15	301.9	273.5	677.3	5 644
R91 職 業 紹 介 ・ 労 働 者 派 遣 業	R90 機 械 等 修 理 業 (別 掲 を 除 く)	41.9	14.5	160	19	361.4	316.3	1198.1	10 788
R92 そ の 他 の 事 業 サ ー ビ ス 業	R91 職 業 紹 介 ・ 労 働 者 派 遣 業	38.3	4.1	162	17	267.4	237.6	158.7	51 960
R93 政 治 ・ 経 済 ・ 文 化 団 体	R92 そ の 他 の 事 業 サ ー ビ ス 業	45.9	8.5	164	16	273.5	245.1	454.0	85 495
R94 宗 教	R93 政 治 ・ 経 済 ・ 文 化 団 体	45.8	13.2	160	7	346.0	330.1	1073.3	8 939
R95 そ の 他 の サ ー ビ ス 業	R94 宗 教	45.8	12.4	166	3	304.7	296.7	967.1	2 365
F 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 (民 ・ 公 営 計)	R95 そ の 他 の サ ー ビ ス 業	44.3	10.8	161	10	296.1	275.9	790.1	1 090
F33 電 気 業 (民 ・ 公 営 計)	F 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 (民 ・ 公 営 計)	42.7	19.2	156	14	456.5	404.5	1081.4	19 048
F34 ガ ス 業 (民 ・ 公 営 計)	F33 電 気 業 (民 ・ 公 営 計)	42.3	20.6	155	18	503.9	437.4	817.2	11 402
F36 水 道 業 (民 ・ 公 営 計)	F34 ガ ス 業 (民 ・ 公 営 計)	41.4	17.6	153	11	415.9	376.4	1802.3	3 128
H 運 輸 業 ， 郵 便 業 (民 ・ 公 営 計)	F36 水 道 業 (民 ・ 公 営 計)	44.7	16.9	158	8	364.7	340.9	1247.7	4 434
H42 鉄 道 業 (民 ・ 公 営 計)	H 運 輸 業 ， 郵 便 業 (民 ・ 公 営 計)	46.2	11.9	169	27	328.3	278.2	592.7	171 822
H43 鉄 道 旅 客 運 送 業 (民 ・ 公 営 計)	H42 鉄 道 業 (民 ・ 公 営 計)	40.6	17.6	153	26	386.0	335.5	1519.6	19 127
	H43 鉄 道 旅 客 運 送 業 (民 ・ 公 営 計)	54.1	11.3	169	27	291.8	241.6	409.6	30 456

平成28年賃金構造基本統計調査

都道府県別第2表 職種・性別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与其他特別給与額

区分	01										02																																							
	全国																				01 北海道										02 青森										03 岩手									
	年齢	勤続年数	所定内実労働時間	超過実労働時間	きまって支給する現金給与額	所定内給与額	年間賞与其他特別給与額	労働者数	年齢	勤続年数	所定内実労働時間	超過実労働時間	きまって支給する現金給与額	所定内給与額	年間賞与其他特別給与額	労働者数	年齢	勤続年数	所定内実労働時間	超過実労働時間	きまって支給する現金給与額	所定内給与額	年間賞与其他特別給与額	労働者数	年齢	勤続年数	所定内実労働時間	超過実労働時間	きまって支給する現金給与額	所定内給与額	年間賞与其他特別給与額	労働者数																		
歳	年	時間	時間	千円	千円	千円	十人	歳	年	時間	時間	千円	千円	千円	十人	歳	年	時間	時間	千円	千円	千円	十人	歳	年	時間	時間	千円	千円	千円	十人																			
自然科学系研究者(男)	39.2	11.1	162	9	431.4	408.0	1480.1	2 955	45.4	12.1	178	5	367.9	355.0	843.5	87	43.3	13.2	167	4	465.0	454.6	1596.4	19	45.9	19.5	169	5	523.3	514.0	1954.4	10																		
技術士(男)	44.1	14.7	164	17	401.8	361.8	1148.3	6 213	47.6	21.4	170	6	407.3	392.6	1052.0	290	39.2	8.9	180	3	240.9	236.0	453.2	29	54.0	17.4	169	8	326.8	308.8	497.3	21																		
技術士(女)	37.6	9.4	157	16	326.8	291.0	918.4	3 355	33.8	10.1	157	10	312.2	290.2	1186.1	1	23.5	5.5	174	2	179.7	177.7	397.1	1	46.1	18.0	178	29	311.3	258.3	629.8	3																		
一般建築士(男)	47.5	12.2	166	25	448.2	384.6	1147.9	3 507	59.1	7.4	183	5	296.2	284.0	678.8	31	46.7	11.3	179	0	338.6	338.6	1455.9	40	53.9	9.3	147	13	359.0	320.1	823.3	9																		
システム・エンジニア(男)	37.9	11.1	157	18	379.9	338.7	1043.3	30 861	39.2	12.3	156	11	338.6	313.7	1074.8	587	41.8	13.8	163	15	298.5	270.7	693.7	92	38.9	11.3	169	14	334.0	303.9	951.0	39																		
プログラマー(男)	31.9	5.9	162	17	305.7	273.3	581.2	7 044	30.3	6.0	163	6	260.9	250.8	486.0	288	34.5	7.3	172	24	303.5	259.3	543.0	35	36.0	9.3	154	15	300.3	268.4	858.8	23																		
プログラマー(女)	30.4	5.1	162	11	269.9	250.4	481.2	1 732	29.7	6.6	161	7	234.3	224.2	650.1	59	37.2	14.1	163	16	300.2	274.3	731.6	4	26.9	1.7	148	1	211.9	210.3	258.9	1																		
医師(男)	43.0	5.8	164	14	1003.1	898.0	970.2	5 626	46.6	6.1	159	8	1114.9	1069.2	481.3	227	60.7	2.7	161	0	1428.6	1428.6	599.7	36	63.2	6.9	156	0	1464.9	1464.9	157.7	31																		
医師(女)	38.8	5.5	161	11	830.4	757.0	850.6	2 157	41.9	3.7	158	2	956.7	934.8	1532.8	63	51.0	1.5	152	0	1234.5	1234.5	241.3	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-																	
歯科医師(男)	41.6	6.1	170	2	717.7	708.7	355.5	646	39.7	2.7	158	9	814.3	802.9	0.0	82	44.5	13.5	182	0	634.7	634.7	879.0	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																
歯科医師(女)	37.1	4.2	161	1	609.4	597.4	281.1	263	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																	
獣医師(男)	37.8	8.8	169	12	434.7	401.1	924.3	219	38.1	10.1	164	7	459.2	428.3	1122.8	61	-	-	-	-	-	-	-	-	-	47.5	1.5	167	0	445.0	445.0	552.8	1																	
獣医師(女)	31.8	4.4	165	8	342.1	314.7	590.8	100	30.6	2.8	166	6	325.6	303.2	435.1	21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	47.5	23.5	140	10	423.4	393.1	1649.8	21																	
薬剤師(女)	37.8	6.7	164	9	345.7	322.2	770.7	3 361	39.0	5.7	165	7	372.1	356.1	685.7	296	29.1	2.8	168	0	320.6	320.6	283.3	18	39.2	3.5	145	0	333.9	333.1	704.7	29																		
看護師(男)	36.2	7.1	158	6	342.4	303.9	829.1	6 521	37.9	5.2	156	7	327.7	291.6	958.9	234	41.0	5.3	158	4	300.8	285.2	651.1	45	44.1	9.5	166	7	310.6	274.1	800.4	33																		
看護師(女)	39.3	8.1	159	7	330.7	298.8	826.6	61 274	41.5	8.1	155	7	333.3	303.2	904.2	2 982	40.4	7.4	163	7	294.6	279.3	655.8	464	40.7	9.4	168	6	293.7	271.0	595.7	572																		
准看護師(女)	48.6	11.4	161	4	281.2	259.9	646.0	15 722	49.5	12.0	158	3	292.0	267.6	877.9	925	48.1	11.1	163	2	232.4	224.2	565.7	322	47.3	13.0	163	5	264.7	248.9	576.4	96																		
看護補助者(男)	37.1	6.9	160	2	223.0	204.2	489.1	1 899	35.7	6.4	158	1	197.1	179.7	521.2	71	31.4	3.6	157	3	191.2	186.6	362.4	32	31.3	7.9	171	2	208.4	199.5	407.5	41																		
看護補助者(女)	45.6	7.8	159	2	205.7	191.7	445.6	11 484	44.9	7.7	161	1	188.9	181.3	399.9	592	46.3	8.0	161	1	175.2	171.1	287.6	267	38.8	5.6	168	0	190.6	182.1	317.9	183																		
歯科衛生士(女)	33.9	6.4	167	7	257.8	244.9	393.4	2 594	29.5	3.5	162	4	249.9	243.5	386.2	335	34.4	8.0	170	2	227.0	224.5	518.4	68	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																
歯科技工士(男)	43.3	15.1	182	20	349.3	322.2	484.5	267	-	-	-	-	-	-	-	-	32.5	10.5	150	20	275.5	238.4	432.0	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-																	
栄養士(女)	35.5	7.0	167	6	236.3	226.4	587.7	6 750	37.1	7.7	171	6	237.8	228.8	531.6	210	35.2	6.7	173	2	204.3	202.5	590.5	102	38.3	6.5	167	2	202.6	198.9	374.5	89																		
保育士(保母・保父)(男)	31.3	6.2	171	6	248.3	237.4	657.6	1 453	27.0	4.5	168	3	214.0	210.4	531.6	67	51.5	2.5	161	0	304.8	304.8	1228.2	8	26.4	4.5	169	1	197.8	196.4	355.0	15																		
保育士(保母・保父)(女)	36.3	7.8	169	4	221.9	214.6	584.2	25 351	38.6	8.0	169	3	212.1	208.1	621.6	1 491	40.2	11.3	168	1	192.2	190.6	557.0	711	37.0	9.0	172	1	200.1	198.8	600.2	120																		
介護実務職員(ケアマネージャー)(男)	42.3	7.8	165	4	285.3	274.6	630.3	2 269	43.9	10.3	164	5	272.5	249.6	666.7	93	43.1	11.4	176	2	223.9	221.2	686.0	49	43.9	13.1	166	3	270.0	264.7	914.4	41																		
介護実務職員(ケアマネージャー)(女)	49.8	8.9	165	5	258.6	248.8	543.8	5 972	53.0	8.1	159	15	249.7	228.1	605.9	182	44.8	10.9	174	3	209.5	205.0	653.8	64	46.2	14.2	168	11	286.3	257.8	881.4	56																		
ホームヘルパー(男)	40.1	4.6	169	10	242.0	222.6	269.8	1 838	33.9	5.1	170	18	238.3	211.4	199.2	147	38.0	2.5	167	8	198.5	186.8	300.3	2	36.4	2.1	168	3	186.2	182.3	71.0	15																		
ホームヘルパー(女)	48.3	6.8	166	8	225.0	210.4	316.3	7 189	47.9	5.0	169	9	209.8	197.7	274.3	339	44.3	12.7	170	8	199.6	188.8	487.7	127	46.4	8.2	166	7	193.9	185.1	267.4	106																		
福祉施設介護員(男)	37.8	6.1	167	5	240.7	226.0	532.9	29 623	37.9	6.1	167	6	235.2	215.3	554.5	1 671	40.9	8.7	168	5	210.6	202.1	600.9	402	36.9	7.8	165	3	225.5	217.6	528.4	411																		
福祉施設介護員(女)	42.0	6.4	165	4	221.3	209.0	458.3	52 182	40.0	5.7	165	5	213.6	197.6	387.9	2 356	40.9	8.4	170	4	190.1	183.3	436.4	723	42.7	6.9	165	5	205.2	195.2	417.6	964																		
弁護士(男)	34.9	4.2	168	1	477.5	475.4	1460.5	200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	36.5	8.5	143	0	540.4	540.4	2516.7	2																		
弁護士(女)	35.7	6.5	158	1	519.8	517.9	2188.9	96	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																	
公認会計士、税理士(男)	38.6	8.5	150	41	635.2	487.2	1510.3	706	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																	
公認会計士、税理士(女)	38.1	8.2	153	35	536.4	418.1	1124.3	318	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																	
社会保険労務士(男)	45.2	11.1	173	8	350.4	335.2	862.4	64	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																	
社会保険労務士(女)	40.9	9.6	172	11	371.2	350.2	1092.5	45	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																	
不動産鑑定士(男)	48.1	10.0	164	1	450.9	449.5	1880.2	50	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																	
不動産鑑定士(女)	41.3	6.4	168	0	370.5	370.5	1166.0	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																	
幼稚園教諭(女)	32.7	7.6	176	2	225.7	222.4	631.3	7 125	32.0	6.7	171	4	197.8	193.0	572.9	281	36.5	9.4	176	2	194.2	190.7	361.6	57	33.5	9.3	173	2	204.6	201.8	536.0	88																		
高等学校教員(男)	43.0	14.8	173	1	439.2	435.5	1663.4	4 384	41.9	12.3	162	0	393.2	393.2	1322.3	100	48.0	20.0	148	1	395.4	394.0	952.3	19	44.6	16.4	174	0	350.3	350.3	954.3	30																		
大学教授(男)	57.7	16.9	165	0	663.7	662.0	2828.3	4 929	57.1	19.8	162	0	591.8	591.6	2064.2	275	58.2	16.1	166	0	574.8	574.8	2264.8	41	60.9	17.0	168	0	513.1	512.8	1682.7	28																		
大学講師(男)	42.5	7.4	166	2	468.2	455.7	1480.8	1 773	44.4	8.8	167	1	450.8	444.2	1129.4	91																																		

都道府県別第2表 職種・性別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与其他特別給与額

区分	01										02																					
	全国										01 北海道					02 青森					03 岩手											
	年齢	勤続年数	所定内給与額	超過労働時間数	きまって支給する現金給与額		年間賞与其他特別給与額	労働者数	年齢	勤続年数	所定内給与額	超過労働時間数	きまって支給する現金給与額		年間賞与其他特別給与額	労働者数	年齢	勤続年数	所定内給与額	超過労働時間数	きまって支給する現金給与額		年間賞与其他特別給与額	労働者数								
					千円	千円							千円	千円							千円	千円			千円	千円	千円	千円				
歳	年	時間	時間	千円	千円	十人	歳	年	時間	時間	千円	千円	十人	歳	年	時間	時間	千円	千円	十人	歳	年	時間	時間	千円	千円	十人					
大工(女)	20.5	2.5	150	32	202.1	167.0	258.0	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
左官(男)	51.6	19.3	174	10	290.5	272.4	258.1	541	-	-	-	-	-	-	-	62.2	9.9	169	4	223.6	218.5	57.3	22	61.0	10.5	166	17	269.2	243.6	131.0		
左官(女)	29.5	2.5	165	3	142.9	140.0	270.0	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
配管工(男)	42.7	10.4	176	16	300.3	271.8	472.3	3 040	46.2	12.6	180	9	281.6	268.9	622.0	232	45.9	15.4	177	5	245.4	236.6	321.6	91	41.7	9.8	182	8	278.6	266.4	613.2	
配管工(女)	39.0	11.8	180	20	231.0	199.6	440.9	16	-	-	-	-	-	-	-	64.5	26.5	168	15	220.0	190.0	290.0	2	-	-	-	-	-	-	-		
はつり工(男)	44.7	9.2	173	10	279.9	263.9	286.1	232	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
はつり工(女)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
土工(男)	49.3	9.2	173	10	278.6	260.6	179.6	10 394	49.1	7.8	172	30	308.8	257.9	130.4	765	54.1	9.0	171	9	226.2	211.2	151.1	420	52.3	8.6	168	11	217.1	203.2	127.9	
土工(女)	43.6	7.6	171	2	190.2	187.6	259.6	6	168	62.5	15.5	184	8	204.0	196.2	160.0	1	55.6	5.5	165	0	143.4	143.4	10.5	17	31.5	1.5	173	0	181.7	181.7	138.4
港湾荷役作業員(男)	39.7	13.5	158	37	368.9	284.9	806.1	2 337	42.4	13.5	155	31	359.6	287.8	870.9	75	43.5	16.5	145	27	285.2	306.5	1226.9	22	40.1	11.9	167	26	276.9	226.8	905.1	
港湾荷役作業員(女)	37.8	7.3	158	11	214.1	196.1	623.4	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
ビル清掃員(男)	48.5	7.6	169	10	212.7	197.4	206.2	3 588	57.1	4.2	172	9	166.0	152.4	97.4	201	48.5	7.4	172	11	169.7	155.3	118.2	55	44.0	7.2	166	9	174.4	161.8	214.9	
ビル清掃員(女)	55.6	8.2	166	7	169.0	161.0	159.9	3 887	58.9	9.2	170	6	148.1	142.5	97.8	306	54.6	8.4	167	6	138.8	132.1	73.6	46	56.0	7.3	164	2	133.5	131.2	80.4	
自然科学系研究者(男女計)	38.8	10.7	161	10	418.2	394.9	1412.5	3 728	44.5	11.5	177	7	363.8	344.7	818.7	106	42.2	12.9	167	5	420.9	409.7	1466.8	28	46.1	19.3	169	4	519.6	511.9	1962.2	
技術士(男女計)	43.8	14.4	164	17	397.9	358.2	1136.5	6 548	47.6	21.4	169	6	406.8	392.1	1052.7	292	38.6	8.8	179	3	238.9	234.1	451.3	30	53.2	17.5	170	10	325.1	303.3	511.8	
一級建築士(男女計)	46.9	11.8	166	25	439.7	378.4	1161.7	3 820	59.1	7.4	183	5	296.2	284.0	678.8	31	46.7	11.3	179	0	338.6	338.6	1455.9	40	51.7	9.3	152	13	347.5	308.7	832.2	
システムエンジニア(男女計)	37.4	10.8	156	18	370.8	330.8	1021.1	37 096	38.7	12.2	156	11	328.9	304.8	1032.7	695	41.8	13.9	163	15	297.6	270.4	690.4	94	38.4	11.1	169	13	329.7	301.1	939.8	
プログラマー(男女計)	31.6	5.8	162	16	298.7	268.7	561.4	8 776	30.2	6.1	163	6	256.4	246.3	513.7	346	34.8	8.0	171	23	303.1	260.9	562.5	39	35.5	8.9	154	14	295.6	265.3	826.8	
医師(男女計)	41.8	5.7	163	13	955.3	858.9	937.1	7 783	45.6	5.5	159	6	1080.5	1039.9	709.8	290	58.6	2.4	159	0	1386.1	1386.1	521.2	46	63.2	6.9	156	0	1464.9	1464.9	157.7	
歯科医師(男女計)	40.3	5.5	167	2	686.3	676.4	334.0	909	39.7	2.7	158	9	814.3	802.9	0.0	82	44.5	13.5	182	0	634.7	634.7	879.0	5	-	-	-	-	-	-	-	
獣医師(男女計)	35.9	7.4	168	11	405.6	374.0	819.7	318	36.2	8.2	165	6	425.1	396.4	947.3	82	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
薬剤師(男女計)	37.4	6.5	165	10	363.5	336.5	787.0	5 406	35.8	5.2	165	13	388.3	360.1	616.2	539	32.4	5.0	170	1	405.3	401.5	480.5	65	41.0	6.2	171	21	500.4	403.1	1415.7	
看護師(男女計)	39.0	8.0	159	7	331.8	299.3	826.9	67 795	41.3	7.9	155	7	332.8	302.3	908.2	3 216	40.4	7.2	163	7	295.2	279.8	655.4	509	40.9	9.4	168	6	294.6	271.2	606.8	
准看護師(男女計)	47.8	11.3	161	4	281.9	259.8	646.4	17 416	47.8	11.6	159	3	289.4	266.2	854.6	1 055	47.3	11.1	162	2	231.5	223.8	564.8	348	44.4	11.5	163	5	263.0	244.1	550.0	
看護補助者(男女計)	44.4	7.7	159	2	208.1	193.5	451.8	13 383	43.9	7.5	160	1	189.8	181.2	412.8	663	44.7	7.5	161	1	176.9	172.8	295.6	298	37.4	6.0	169	1	193.9	185.3	334.4	
歯科衛生士(男女計)	34.0	6.4	167	7	260.2	247.3	402.3	2 638	29.5	3.5	162	4	249.9	243.5	386.2	335	37.0	10.0	170	4	262.3	253.5	639.4	91	-	-	-	-	-	-	-	
歯科工士(男女計)	42.7	13.5	180	19	326.5	301.9	422.6	343	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
栄養士(男女計)	35.4	7.0	167	6	237.8	227.5	594.5	7 143	37.0	7.7	171	7	238.2	228.3	529.1	214	35.5	6.8	173	2	242.6	204.4	612.3	109	38.3	6.5	167	2	202.6	198.9	374.5	
保育士(保育・保父)	36.0	7.7	169	4	223.3	215.8	588.2	26 804	38.1	7.9	169	3	212.2	208.2	617.8	1 557	40.3	11.2	168	1	193.5	191.9	564.8	720	35.8	8.5	172	1	199.8	198.6	572.6	
児童福祉司(ファミリー)	47.7	8.6	165	5	266.0	255.8	567.6	8 241	49.9	8.9	161	11	257.4	235.4	626.4	275	44.1	11.1	175	2	215.8	212.0	667.7	113	45.2	13.7	168	7	279.4	260.7	895.5	
ホームヘルパー(男女計)	46.6	6.3	167	8	228.5	213.0	306.6	9 082	45.3	5.0	170	12	218.4	201.8	251.6	486	44.1	12.5	170	8	199.5	188.8	484.5	129	45.2	7.5	167	6	193.0	184.8	243.4	
福祉施設介護員(男女計)	40.5	6.3	166	4	228.3	215.2	485.3	81 805	39.2	5.9	166	6	222.6	204.9	457.0	4 027	40.9	8.5	170	4	197.5	190.0	495.2	1 125	41.0	7.2	165	4	211.3	201.9	450.7	
弁護士(男女計)	35.2	4.9	165	1	491.2	489.1	1696.2	295	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
公認会計士、税理士(男女計)	38.4	8.4	151	39	604.5	465.7	1390.4	1 024	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
社会保険労務士(男女計)	43.4	10.5	173	9	359.0	341.4	957.4	109	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
不動産鑑定士(男女計)	46.6	9.2	165	0	433.5	432.3	1725.3	64	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
幼稚園教諭(男女計)	33.0	7.7	176	2	229.0	225.6	645.3	7 458	32.2	7.0	171	4	202.1	197.3	586.6	301	36.5	9.6	176	2	195.1	191.7	365.8	59	34.4	10.2	173	2	209.3	206.0	584.1	
高等学校教員(男女計)	42.2	13.9	173	1	421.3	418.0	1555.4	6 252	42.5	13.0	161	0	384.4	384.4	1346.7	152	44.3	17.1	149	1	368.0	365.8	834.2	36	43.1	14.9	174	0	329.8	329.7	903.7	
大学教授(男女計)	57.6	16.6	165	0	657.1	655.6	2805.9	5 970	57.4	19.8	163	0	590.7	590.5	2091.6	312	58.4	16.3	166	0	561.4	561.4	2149.4	49	60.9	17.2	168	0	514.8	514.5	1715.7	
大学講師(男女計)	43.0	7.2	165	2	451.6	440.8	1418.7	2 778	46.3	9.6	167	1	440.8	433.2	1																	

都道府県別第2表 職種・性別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与其他特別給与額

区分	01										02																							
	全 国										0 1 北 海 道					0 2 青 森					0 3 岩 手													
	年齢	勤続年数	所定内実労働時間数	超過実労働時間数	きまって支給する現金給与額		年間賞与其他特別給与額	労働者数	年齢	勤続年数	所定内実労働時間数	超過実労働時間数	きまって支給する現金給与額		年間賞与其他特別給与額	労働者数	年齢	勤続年数	所定内実労働時間数	超過実労働時間数	きまって支給する現金給与額		年間賞与其他特別給与額	労働者数										
					千円	千円							千円	千円							千円	千円			千円	千円								
歳	年	時間	時間	千円	千円	千円	十人	歳	年	時間	時間	千円	千円	千円	十人	歳	年	時間	時間	千円	千円	千円	十人	歳	年	時間	時間	千円	千円	千円	十人			
非業用普通・小型貨物自動車運転転写(男女計)	45.4	9.6	175	32	308.5	257.1	291.2	30	584	46.0	9.1	177	37	278.6	230.1	218.9	1	376	45.5	13.4	171	38	270.2	211.4	435.4	209	42.3	8.7	177	41	247.4	191.3	177.7	552
鋳造工(男女計)	40.7	12.8	169	23	312.2	263.3	728.6	1	870	47.8	19.8	172	9	267.9	254.0	533.7	54	33.3	5.9	156	33	280.7	197.6	500.8	6	44.1	15.5	166	8	260.6	243.9	620.5	34	
圧延伸張工(男女計)	38.4	14.6	156	27	356.9	273.0	1111.8	1	554	42.7	22.1	162	12	369.2	301.9	1086.1	21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	36.2	7.8	160	19	213.0	178.1	637.8	11
一般化学工(男女計)	39.0	13.1	160	15	329.9	286.6	945.7	6	295	39.0	10.7	159	13	307.1	276.4	901.7	44	43.9	21.0	155	19	325.7	265.7	987.1	14	45.0	18.1	150	19	257.9	218.6	669.3	14	
旋盤工(男女計)	41.3	12.4	170	24	302.5	253.8	555.5	3	912	43.6	14.2	177	13	254.5	233.4	646.1	72	36.6	12.8	180	25	258.7	219.3	516.5	9	38.8	14.8	181	37	268.7	218.4	884.5	32	
フライス盤工(男女計)	42.5	15.0	170	23	306.2	260.7	659.4	1	970	45.2	15.6	174	28	328.5	280.9	859.4	10	35.5	13.9	179	21	273.7	240.2	489.4	4	41.5	14.9	177	41	279.2	217.5	605.1	43	
金属プレス工(男女計)	40.5	12.8	168	20	298.2	252.2	718.8	6	853	39.9	10.8	172	3	249.4	244.8	941.8	35	33.5	11.7	174	17	253.5	214.7	455.1	10	38.7	9.5	175	17	217.5	191.6	285.1	96	
鍛工(男女計)	39.2	11.3	168	23	297.0	254.7	738.2	4	143	53.1	11.4	170	30	288.5	236.9	584.8	155	45.8	8.5	179	19	287.1	255.3	351.0	57	47.2	16.8	170	12	288.5	262.1	663.4	48	
板金工(男女計)	42.5	12.7	175	19	310.8	272.9	560.3	3	099	37.0	9.4	168	16	249.3	227.1	658.4	26	40.3	4.7	163	26	299.7	249.6	658.4	57	39.4	13.5	168	8	224.4	214.2	344.7	27	
仕上工(男女計)	41.8	11.4	165	17	254.8	222.7	509.1	3	527	38.2	12.5	174	6	239.1	231.1	833.0	76	44.6	21.1	176	15	298.9	270.8	598.7	6	42.8	12.2	177	25	246.2	211.0	497.1	69	
溶接工(男女計)	41.0	10.3	170	25	297.2	253.1	561.3	6	633	42.3	10.9	173	33	280.4	231.2	307.0	256	48.6	14.8	179	25	284.2	240.8	444.8	103	36.9	9.4	184	52	294.9	215.8	435.8	93	
機械組立工(男女計)	39.6	10.9	166	22	284.5	242.0	692.1	13	916	44.5	12.0	178	35	265.3	222.8	475.2	188	38.2	14.5	157	16	250.3	210.7	794.6	73	42.9	13.3	155	17	242.7	210.6	561.2	163	
機械検査工(男女計)	40.7	10.9	164	21	275.3	234.9	680.1	3	700	44.0	12.2	165	22	319.9	273.0	1162.9	17	29.6	5.6	167	4	217.0	210.6	655.3	4	41.7	10.8	162	11	205.2	190.7	360.4	48	
機械修理工(男女計)	38.9	12.1	161	25	322.0	268.9	907.8	6	252	36.9	10.2	177	21	298.2	258.9	822.2	135	38.3	12.1	171	16	261.8	233.9	477.2	51	42.8	10.5	167	7	204.6	190.4	559.0	33	
重電機器組立工(男女計)	40.5	12.3	162	19	285.2	249.4	826.3	1	780	40.6	12.7	161	26	243.3	206.3	477.6	21	38.8	13.4	174	6	185.4	176.4	474.1	21	38.3	10.9	158	19	254.5	223.0	668.1	15	
通信機器組立工(男女計)	38.8	8.8	165	21	236.7	203.8	310.1	1	897	44.0	23.7	154	30	356.8	279.1	1227.8	15	43.8	6.3	174	5	186.2	180.2	284.0	4	39.7	9.5	168	10	199.2	176.8	153.8	59	
半導体チップ製造工(男女計)	40.5	12.4	160	23	313.8	262.5	724.7	2	789	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12	262.3	195.4	827.1	5	47.0	14.0	151	22	352.4	301.6	1007.1	70	
自動車組立工(男女計)	37.8	12.2	163	26	356.7	292.7	1001.2	5	685	49.1	9.1	173	37	314.8	252.8	801.4	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車整備工(男女計)	36.8	11.8	169	20	289.3	255.2	706.1	12	700	37.4	11.0	173	29	282.5	232.3	706.6	780	37.5	12.4	171	26	258.3	219.5	522.5	196	32.7	9.6	172	10	234.4	221.0	405.3	202	
パン・洋生菓子製造工(男女計)	38.5	8.9	169	24	242.1	202.1	313.7	8	003	35.8	7.4	171	20	209.3	183.3	270.7	271	-	-	-	-	-	-	-	-	-	34.3	6.0	167	31	189.8	153.2	92.3	48
ミシン縫製工(男女計)	44.2	10.8	171	8	160.0	151.5	107.4	3	483	47.1	12.5	169	3	180.5	177.7	127.7	36	45.8	15.3	175	1	138.4	137.1	30.6	78	44.6	11.9	172	12	160.9	147.8	132.4	120	
製材工(男女計)	44.0	10.7	174	16	249.5	222.1	352.3	1	067	44.0	10.7	168	11	235.0	218.6	388.3	187	39.8	4.1	198	9	190.7	180.8	192.2	13	45.3	11.7	171	21	217.7	183.9	271.3	48	
家具工(男女計)	43.1	13.4	172	16	244.9	219.7	361.5	1	265	39.3	7.9	180	8	226.4	216.0	233.3	72	53.2	20.4	177	14	222.7	201.5	170.5	6	42.4	10.4	180	10	192.1	180.7	213.0	5	
製紙工(男女計)	39.1	13.6	157	20	306.9	254.5	756.6	1	367	36.8	11.8	153	24	286.7	232.6	786.2	96	45.1	20.9	128	25	345.2	276.7	568.0	60	40.9	18.1	144	38	404.7	288.7	607.0	15	
紙器工(男女計)	41.7	11.2	170	18	250.9	217.9	417.2	3	071	38.9	12.1	173	20	277.5	234.9	626.8	126	41.8	9.3	172	6	165.7	155.6	305.9	28	41.9	15.1	124	3	247.2	243.1	669.1	3	
オフセット印刷工(男女計)	39.6	12.9	165	21	298.3	254.0	535.7	1	995	38.8	14.1	163	28	298.9	243.6	334.0	109	45.5	18.7	164	15	286.4	251.3	560.6	14	39.3	17.2	177	13	221.1	196.6	227.5	11	
合成樹脂製品成形工(男女計)	40.1	11.0	171	20	275.5	235.9	576.0	6	046	41.2	15.5	182	26	269.6	227.8	446.6	71	36.0	11.1	171	10	235.9	207.9	509.9	26	39.7	10.3	173	10	225.0	205.5	467.6	65	
金属・建築塗装工(男女計)	40.2	10.8	172	22	320.4	275.2	656.6	2	504	38.8	18.7	199	42	336.5	268.2	256.4	179	41.7	11.3	175	28	246.3	205.0	264.4	14	41.3	14.9	173	9	263.6	250.5	728.5	75	
機械製図工(男女計)	38.5	11.1	166	27	334.7	283.2	895.2	2	957	39.1	12.1	176	9	287.2	270.0	973.0	35	36.8	5.5	180	9	262.8	247.7	424.1	3	38.0	9.5	180	26	258.5	221.9	473.6	23	
ポライマー工(男女計)	52.8	13.8	164	12	275.2	248.5	594.7	7	17	52.7	11.2	165	6	215.8	207.7	334.4	115	51.0	7.9	163	16	242.2	198.9	190.0	22	57.5	15.4	171	15	246.5	223.5	476.6	9	
クレーン運転工(男女計)	45.5	14.6	169	32	357.6	289.9	759.3	2	239	48.4	9.8	182	50	335.4	251.3	1540.3	44	52.4	17.3	170	7	292.0	267.6	439.5	12	53.5	16.1	170	28	287.2	236.7	276.1	5	
建設機械運転工(男女計)	47.5	12.9	171	17	297.8	266.1	420.8	3	946	51.7	13.5	166	19	270.3	240.3	293.2	485	52.1	16.2	164	16	271.3	238.0	398.2	250	50.7	16.3	170	14	288.6	269.1	633.1	235	
玉掛け作業員(男女計)	42.0	10.8	168	26	304.5	254.2	614.0	6	855	36.7	3.0	182	47	277.1	215.4	1012.0	34	35.1	9.1	176	39	297.3	235.4	629.5	67	34.7	7.0	182	40	279.1	219.3	475.5	2	
電気工(男女計)	41.1	13.6	169	21	327.7	286.4	775.2	9	045	43.4	11.8	171	15	281.1	253.4	634.5	603	40.0	11.4	172	19	272.4	242.4	706.1	214	39.9	13.5	171	23	303.2	260.8	745.5	234	
掘削・発破工(男女計)	45.2	9.3	171	21	529.2	472.4	494.1	1	215	4																								

雇用形態別 第2表 年齢階級、勤続年数階級別所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額

別紙3

表頭分割	01
民公区分	民営事業所
企業規模	企業規模計 (10人以上)
雇用形態	正社員・正職員計
産業	産業計

表頭分割	02
民営事業所	
企業規模計 (10人以上)	
正社員・正職員計	
産業計	

区分	勤続年数計			0年			1~2年			3~4年			5~9年			10~14年			15~19年			20~24年			25~29年			30年以上				
	所定内給与額	年間賞与その他特別給与額	労働者数	所定内給与額	年間賞与その他特別給与額	労働者数	所定内給与額	年間賞与その他特別給与額	労働者数	所定内給与額	年間賞与その他特別給与額	労働者数	所定内給与額	年間賞与その他特別給与額	労働者数	所定内給与額	年間賞与その他特別給与額	労働者数	所定内給与額	年間賞与その他特別給与額	労働者数	所定内給与額	年間賞与その他特別給与額	労働者数	所定内給与額	年間賞与その他特別給与額	労働者数					
	千円	千円	十人	千円	千円	十人	千円	千円	十人	千円	千円	十人	千円	千円	十人	千円	千円	十人	千円	千円	十人	千円	千円	十人	千円	千円	十人	千円	千円	十人		
男女計	321.7	1028.3	1 934	240.7	52.6	126	250.2	529.6	261	262.3	725.7	203	289.7	898.6	403	322.1	1050.0	273	354.0	1251.9	188	392.4	1515.2	168	433.6	1795.8	144	442.5	1802.8	164	210	
学歴計																																
～19歳	176.1	130.1	18	172.8	11.7	10	180.8	304.5	7	176.1	198.9	193.9	76	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
20~24歳	208.0	398.5	149	208.0	20.7	40	210.4	493.4	71	208.0	201.3	603.4	26	207.2	671.0	11	208.0	208.0	208.0	208.0	208.0	208.0	208.0	208.0	208.0	208.0	208.0	208.0	208.0	208.0	208.0	
25~29歳	243.1	727.4	229	232.1	49.4	19	237.0	571.9	53	243.1	172.4	833.9	62	243.1	888.7	85	243.1	244.8	244.8	244.8	244.8	244.8	244.8	244.8	244.8	244.8	244.8	244.8	244.8	244.8	244.8	
30~34歳	281.1	887.6	237	270.7	70.7	13	278.2	533.9	31	281.1	266.8	743.8	27	281.1	289.4	1042.9	281.1	281.1	281.1	281.1	281.1	281.1	281.1	281.1	281.1	281.1	281.1	281.1	281.1	281.1	281.1	
35~39歳	313.3	1006.3	253	271.0	80.4	11	277.4	565.2	25	313.3	284.3	729.2	22	313.3	302.3	932.1	313.3	313.3	313.3	313.3	313.3	313.3	313.3	313.3	313.3	313.3	313.3	313.3	313.3	313.3	313.3	
40~44歳	344.6	1148.6	291	274.9	79.3	10	270.2	557.1	23	344.6	319.4	918.6	20	344.6	319.4	918.6	344.6	344.6	344.6	344.6	344.6	344.6	344.6	344.6	344.6	344.6	344.6	344.6	344.6	344.6	344.6	
45~49歳	378.9	1326.2	262	287.8	75.8	7	290.9	546.0	18	378.9	297.7	691.8	15	378.9	315.9	866.4	378.9	378.9	378.9	378.9	378.9	378.9	378.9	378.9	378.9	378.9	378.9	378.9	378.9	378.9	378.9	
50~54歳	400.9	1424.8	216	293.2	85.5	5	304.7	574.4	13	400.9	302.6	664.1	11	400.9	321.9	840.6	400.9	400.9	400.9	400.9	400.9	400.9	400.9	400.9	400.9	400.9	400.9	400.9	400.9	400.9	400.9	
55~59歳	393.3	1346.0	175	323.3	112.9	3	307.4	601.4	9	393.3	303.8	711.7	7	393.3	316.9	754.0	393.3	393.3	393.3	393.3	393.3	393.3	393.3	393.3	393.3	393.3	393.3	393.3	393.3	393.3	393.3	
60~64歳	306.1	725.9	68	287.8	196.1	2	280.7	439.2	6	306.1	268.1	534.5	6	306.1	273.7	519.5	306.1	306.1	306.1	306.1	306.1	306.1	306.1	306.1	306.1	306.1	306.1	306.1	306.1	306.1	306.1	
65~69歳	294.6	446.7	24	287.8	65.6	7	288.0	200.7	1	294.6	282.0	352.3	2	294.6	284.1	358.0	294.6	294.6	294.6	294.6	294.6	294.6	294.6	294.6	294.6	294.6	294.6	294.6	294.6	294.6	294.6	
70歳～	291.6	387.9	6	216.6	36.3	125	271.8	172.8	287	291.6	252.8	244.4	340	291.6	258.0	256.6	291.6	291.6	291.6	291.6	291.6	291.6	291.6	291.6	291.6	291.6	291.6	291.6	291.6	291.6	291.6	
中学卒	265.0	514.3	48	208.9	25.7	2	226.4	235.6	6	265.0	239.3	399.0	4	265.0	250.4	461.4	265.0	265.0	265.0	265.0	265.0	265.0	265.0	265.0	265.0	265.0	265.0	265.0	265.0	265.0	265.0	
～19歳	178.3	45.3	410	171.6	12.5	201	178.9	67.2	162	178.3	204.8	109.7	47	-	-	-	178.3	178.3	178.3	178.3	178.3	178.3	178.3	178.3	178.3	178.3	178.3	178.3	178.3	178.3	178.3	
20~24歳	199.3	196.4	1	188.9	14.1	345	197.9	184.6	738	199.3	201.2	363.2	238	199.3	226.5	406.0	199.3	199.3	199.3	199.3	199.3	199.3	199.3	199.3	199.3	199.3	199.3	199.3	199.3	199.3	199.3	
25~29歳	229.6	411.5	2	204.8	13.1	272	209.8	303.6	701	229.6	236.5	509.0	528	229.6	252.5	568.1	229.6	229.6	229.6	229.6	229.6	229.6	229.6	229.6	229.6	229.6	229.6	229.6	229.6	229.6	229.6	
30~34歳	248.0	476.0	4	218.1	11.0	341	221.2	209.7	908	248.0	235.7	580.6	639	248.0	263.0	617.1	248.0	248.0	248.0	248.0	248.0	248.0	248.0	248.0	248.0	248.0	248.0	248.0	248.0	248.0	248.0	
35~39歳	271.4	531.8	4	215.7	52.9	6	223.7	319.7	602	271.4	263.2	483.6	506	271.4	263.2	483.6	271.4	271.4	271.4	271.4	271.4	271.4	271.4	271.4	271.4	271.4	271.4	271.4	271.4	271.4	271.4	
40~44歳	283.0	555.4	6	225.9	39.8	331	251.7	251.0	922	283.0	263.3	380.6	680	283.0	275.3	571.2	283.0	283.0	283.0	283.0	283.0	283.0	283.0	283.0	283.0	283.0	283.0	283.0	283.0	283.0	283.0	
45~49歳	291.5	611.6	6	232.9	29.7	257	253.7	350.4	500	291.5	253.2	358.4	692	291.5	272.5	567.1	291.5	291.5	291.5	291.5	291.5	291.5	291.5	291.5	291.5	291.5	291.5	291.5	291.5	291.5	291.5	
50~54歳	299.6	695.9	5	205.0	12.8	152	254.8	214.0	398	299.6	246.8	368.9	379	299.6	262.7	402.1	299.6	299.6	299.6	299.6	299.6	299.6	299.6	299.6	299.6	299.6	299.6	299.6	299.6	299.6	299.6	
55~59歳	288.0	752.3	6	208.8	27.4	147	217.8	292.7	323	288.0	236.6	359.3	236	288.0	233.3	371.0	288.0	288.0	288.0	288.0	288.0	288.0	288.0	288.0	288.0	288.0	288.0	288.0	288.0	288.0	288.0	
60~64歳	242.6	373.9	6	304.1	60.1	129	218.6	135.6	464	242.6	212.8	295.9	453	242.6	215.0	230.1	242.6	242.6	242.6	242.6	242.6	242.6	242.6	242.6	242.6	242.6	242.6	242.6	242.6	242.6	242.6	
65~69歳	229.1	243.1	3	199.7	16.2	58	198.6	89.6	256	229.1	208.0	106.2	241	229.1	208.0	125.7	229.1	229.1	229.1	229.1	229.1	229.1	229.1	229.1	229.1	229.1	229.1	229.1	229.1	229.1	229.1	
70歳～	216.2	219.7	1	159.6	5.0	22	173.6	24.1	43	216.2	214.0	135.3	89	216.2	185.5	108.3	216.2	216.2	216.2	216.2	216.2	216.2	216.2	216.2	216.2	216.2	216.2	216.2	216.2	216.2	216.2	
高校卒	281.8	788.2	758	204.7	37.6	43	299.2	353.3	92	281.8	231.4	500.4	74	281.8	249.6	641.9	281.8	281.8	281.8	281.8	281.8	281.8	281.8	281.8	281.8	281.8	281.8	281.8	281.8	281.8	281.8	
～19歳	176.1	132.1	17	195.9	172.8	11.7	10	709.9	189.0	309.8	7	221	189.1	332.2	29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20~24歳	195.2	483.6	54	186.2	25.7	5	188.3	405.7	20	195.2	197.6	592.3	17	195.2	208.8	682.9	195.2	195.2	195.2	195.2	195.2	195.2	195.2	195.2	195.2	195.2	195.2	195.2	195.2	195.2	195.2	
25~29歳	223.3	611.9	60	303.5	36.5	4	573	209.1	362.3	4	573	221.7	463.7	7	576	226.0	755.1	223.3	223.3	223.3	223.3	223.3	223.3	223.3	223.3	223.3	223.3	223.3	223.3	223.3	223.3	
30~34歳	248.9	642.3	68	412.1	47.9	4	194	224.5	326.8	4	194	224.5	326.8	4	194	224.5	326.8	248.9	248.9	248.9	248.9	248.9	248.9	248.9	248.9	248.9	248.9	248.9	248.9	248.9	248.9	
35~39歳	273.9	745.9	87	322.2	46.1	4	056	233.6	358.8	4	056	243.4	492.1	8	340	264.3	677.9	273.9	273.9	273.9	273.9	273.9	273.9	273.9	273.9	273.9	273.9	273.9	273.9	273.9	273.9	
40~44歳	299.2	887.2	116	330.3	36.2	4	498	241.3	355.0	9	875	247.6	488.2	7	667	269.8	669.9	299.2	299.2	299.2	299.2	299.2	299.2	299.2	299.2	299.2	299.2	299.2	299.2	299.2	299.2	
45~49歳	314.7	933.0	113	664	228.8	48.3	3	840	242.5	338.7	9	102	252.7	479.2	7	934	264.5	620.1	314.7	314.7	314.7	314.7	314.7	314.7	314.7	314.7	314.7	314.7	314.7	314.7	314.7	
50~54歳	330.6	1021.9	100	768	235.3	58.4	2	850	239.3	333.9	6	172	246.1	422.9	5	970	264.3	582.7	330.6	330.6	330.6	330.6	330.6	330.6	330.6	330.6	330.6	330.6	330.6	330.6	330.6	
55~59歳	328.8	1011.3	85	803	251.4	66.0	1	885	249.8	352.4	6	107	260.3	503.3	4	752	260.7	537.6	328.8</													

職業安定業務統計(2015年度)
常用フルタイム

求人平均賃金(月給)産業別(大分類)

(単位:千円)

	全国計	北海道 労働局	青森 労働局	岩手 労働局	宮城 労働局	秋田 労働局	山形 労働局	福島 労働局	茨城 労働局	栃木 労働局	群馬 労働局	埼玉 労働局	千葉 労働局	東京 労働局	神奈川 労働局	新潟 労働局
産業計	217	196	177	180	207	181	187	199	216	215	213	232	230	250	246	204
AB 農林漁業	188	208	167	168	175	168	172	182	204	200	204	207	206	237	234	177
C 鉱業	217	213	183	197	241	191	220	196	213	228	220	229	225	248	226	217
D 建設業	254	236	216	223	252	213	225	245	257	259	254	273	280	294	291	237
E 製造業	203	173	159	161	181	160	172	182	199	200	202	223	209	237	231	189
F 電気・ガ・熱	215	183	203	179	197	175	206	198	239	214	226	243	231	236	250	169
G 情報通信	279	245	191	217	253	195	206	222	252	250	258	276	289	309	295	240
H 運輸業	214	191	170	183	199	188	196	201	221	217	213	232	228	237	227	206
I 卸売・小売	213	193	174	178	206	177	185	203	221	224	209	225	227	236	233	209
J 金融・保険	218	209	183	177	184	211	171	192	219	208	212	195	219	243	234	198
K 不動産	229	193	193	201	212	191	196	213	240	229	222	247	244	253	254	212
L 学術研究	245	218	190	204	229	198	206	229	216	241	237	249	252	267	275	221
M 飲食・宿泊	225	193	172	153	235	196	175	208	218	212	214	234	245	253	263	194
N 生活関連・娯楽	205	178	159	178	198	172	181	184	232	200	211	224	214	230	226	184
O 教育・学習	208	197	177	178	179	153	168	180	194	194	209	207	198	239	213	194
P 医療・福祉	205	187	172	177	193	178	184	189	203	198	206	220	222	238	230	199
Q 複合サービス	158	155	135	142	154	141	150	152	147	153	169	172	164	200	192	153
R サービス	204	198	162	163	187	163	175	171	209	202	207	214	211	227	235	182
ST 公務・その他	167	158	160	146	153	145	155	152	159	168	175	187	194	200	208	159

職業安定業務統計(2015年度) 求人平均賃金(月給)職業別(中分類)
常用フルタイム

(単位:千円)

	全国計	北海道 労働局	青森 労働局	岩手 労働局	宮城 労働局	秋田 労働局	山形 労働局	福島 労働局	茨城 労働局	栃木 労働局	群馬 労働局	埼玉 労働局	千葉 労働局	東京 労働局	神奈川 労働局	新潟 労働局
職業計	217	196	177	180	207	181	187	199	216	215	213	232	230	250	246	204
A管理的職業	276	247	228	221	250	241	219	271	283	274	278	302	278	322	257	256
01管理的公務員	214	213	179	184	251	-	178	205	-	175	169	-	303	259	176	168
02法人・団体の役員	347	233	-	450	-	295	-	175	282	-	220	260	257	410	568	236
03法人・団体の管理職員	279	250	242	225	255	242	217	282	294	277	284	312	277	323	256	263
04その他の管理的職業	259	242	188	204	212	229	224	217	232	257	252	265	290	316	256	244
B専門的・技術的職業	251	240	208	212	246	219	222	234	248	243	241	254	257	292	275	242
05研究者	243	190	201	169	216	236	214	202	259	264	216	263	237	280	265	226
06農林水産技術者	185	182	168	146	166	211	151	196	173	178	203	160	239	243	390	170
07開発技術者	273	255	223	238	262	233	221	250	264	265	266	280	280	303	300	249
08製造技術者	260	242	223	221	274	218	220	220	250	244	241	264	266	290	281	230
09建築・土木技術者等	293	299	245	261	303	246	257	278	299	289	285	290	313	331	326	271
10情報処理・通信技術者	298	265	223	241	271	222	234	242	264	273	264	299	304	325	303	255
11その他の技術者	248	212	190	235	259	212	206	220	245	246	256	269	252	287	270	232
12医師・薬剤師等	361	373	375	359	377	416	403	363	380	332	342	361	359	369	348	369
13保健師、助産師等	240	233	203	214	231	219	225	219	241	232	232	269	264	293	280	244
14医療技術者	236	219	210	209	226	204	206	223	237	225	230	249	256	274	265	214
15その他の保健医療	209	192	176	155	187	178	190	196	218	198	245	213	216	231	224	193
16社会福祉の専門的職業	200	180	169	173	188	168	177	185	197	195	200	212	218	228	219	190
17法務の職業	258	209	194	148	270	202	158	235	215	230	247	280	332	309	243	209
18経営・金融等の職業	261	275	195	209	232	239	219	296	301	267	244	262	247	278	272	242
19教育の職業	207	184	176	187	191	171	168	189	207	210	213	223	210	238	220	201
20宗教家	221	160	-	-	-	-	160	-	-	-	-	220	-	210	-	-
21著述家、記者、編集者	225	194	155	162	217	160	173	191	210	206	220	225	256	247	254	210
22美術家、デザイナー等	228	209	173	196	218	185	186	194	219	214	226	237	241	260	255	211
23音楽家、舞台芸術家	220	185	165	170	190	145	182	224	190	224	220	223	292	239	266	193
24その他の専門的職業	222	218	182	183	194	187	185	209	216	215	208	223	210	266	226	198
C事務的職業	189	169	152	154	174	152	161	168	183	185	190	206	199	223	212	174
25一般事務員	180	161	148	147	166	146	156	162	172	174	177	194	191	215	202	165
26会計事務員	212	191	160	164	189	165	170	185	205	212	209	235	215	249	237	199
27生産関連事務員	204	175	157	183	184	155	175	178	199	205	206	221	212	233	223	183
28営業・販売関連事務員	208	195	168	180	195	177	174	186	208	206	211	217	212	229	222	188
29外勤事務員	193	176	148	185	184	160	184	172	179	197	194	205	191	215	207	169
30運輸・郵便事務	203	181	160	173	191	172	172	187	226	198	205	238	212	229	225	190
31事務用機器操作の職業	185	168	149	160	165	151	157	177	177	181	181	194	193	219	205	158
D販売の職業	221	193	179	189	209	182	184	198	230	223	214	246	241	240	241	209
32商品販売の職業	196	173	163	158	182	158	163	173	202	197	193	227	213	212	218	187
33販売類別の職業	248	219	208	234	234	229	224	240	252	258	225	264	262	264	256	239
34営業の職業	243	221	199	212	237	206	208	217	245	240	245	256	255	267	259	230
Eサービスの職業	198	170	157	159	188	168	170	179	196	191	195	205	205	235	227	181
35家庭生活支援サービス	185	173	152	152	166	173	143	149	185	159	187	191	190	214	223	137
36介護サービスの職業	183	162	153	157	170	153	166	167	180	181	183	200	195	214	208	173
37保健医療サービス	164	149	140	147	162	144	151	153	163	159	160	178	177	198	185	162
38生活衛生サービス	212	184	161	187	205	179	188	197	262	216	222	229	220	231	228	187
39飲食物調理の職業	206	179	162	148	185	173	172	193	205	200	208	205	216	238	251	188
40接客・給仕の職業	224	184	170	176	232	195	174	193	199	200	207	230	218	260	268	189
41居住施設・ビルの管理	184	155	156	157	168	142	161	182	211	200	201	211	192	188	198	180
42その他のサービス	189	170	149	155	180	156	156	175	196	184	195	195	201	219	211	176

職業安定業務統計(2015年度) 求人平均賃金(月給)職業別(中分類)
 常用フルタイム

(単位:千円)

	全国計	北海道 労働局	青森 労働局	岩手 労働局	宮城 労働局	秋田 労働局	山形 労働局	福島 労働局	茨城 労働局	栃木 労働局	群馬 労働局	埼玉 労働局	千葉 労働局	東京 労働局	神奈川 労働局	新潟 労働局
F保安の職業	175	153	149	163	170	147	168	172	172	176	172	183	189	190	188	173
43自衛官	184	159	232	-	191	-	-	168	-	-	-	168	154	270	-	-
44司法警察職員	178	-	-	142	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	167	186
45その他の保安職業	175	153	147	163	170	147	168	172	172	176	172	183	189	190	188	172
G農林漁業の職業	190	202	164	163	180	167	166	175	199	200	203	225	217	247	243	174
46農業の職業	186	196	158	160	174	152	163	161	201	189	203	226	217	247	243	173
47林業の職業	203	219	188	182	194	197	180	207	197	240	203	227	224	244	259	188
48漁業の職業	208	252	209	163	188	151	181	156	151	188	215	139	207	279	189	185
H生産工程の職業	205	184	168	165	189	162	173	179	202	204	202	228	225	249	240	190
49生産設備(金属)	203	182	177	165	192	169	176	181	197	198	202	211	212	230	215	193
50生産設備(金属除く)	194	176	161	158	179	156	169	175	194	190	193	209	198	225	208	189
51生産設備(機械)	198	207	131	156	191	142	175	167	193	191	197	205	230	239	222	201
52金属材料製造等	216	200	189	181	204	180	185	190	213	212	211	236	240	259	242	198
54製品製造・加工処理	180	160	144	147	164	142	155	162	187	189	185	208	199	225	213	170
57機械組立の職業	197	190	158	160	169	157	164	164	181	190	193	217	223	242	227	175
60機械整備・修理の職業	222	199	185	185	207	181	194	205	223	221	216	245	237	257	256	209
61製品検査(金属)	193	186	176	164	178	169	169	174	195	175	190	198	207	232	224	185
62製品検査(金属除く)	172	167	146	150	167	142	153	157	181	168	170	194	190	217	205	162
63機械検査の職業	191	187	141	141	158	135	145	153	192	181	187	202	222	245	226	176
64生産関連・生産類似	232	212	188	195	227	191	191	196	230	231	229	253	252	271	261	210
I輸送・機械運転の職業	221	200	184	195	216	190	203	217	225	226	218	241	238	240	236	217
65鉄道運転の職業	176	148	-	160	154	-	140	179	-	-	131	-	186	300	260	205
66自動車運転の職業	221	196	178	191	210	189	202	213	227	226	217	241	239	239	231	215
67船舶・航空機運転	243	238	145	-	-	305	-	310	-	-	-	-	212	271	273	213
68その他の輸送の職業	193	173	152	173	184	159	152	173	191	189	191	203	209	211	212	183
69定置・建設機械運転	231	217	203	211	243	195	214	242	239	240	240	260	252	243	270	225
J建設・採掘の職業	244	226	207	209	234	199	216	244	247	247	246	266	273	286	288	223
70建設躯体工事の職業	265	238	229	235	260	213	240	256	274	265	263	304	303	312	307	242
71建設の職業	245	223	203	210	233	201	217	228	250	248	243	251	274	285	290	223
72電気工事の職業	239	219	199	205	223	191	205	230	241	244	239	271	267	280	274	215
73土木の職業	239	229	206	200	233	197	213	253	240	241	247	275	262	282	284	219
74採掘の職業	223	230	157	205	238	217	208	313	268	230	198	207	220	-	254	219
K運搬・清掃等の職業	184	161	148	155	170	155	165	174	186	189	185	206	202	209	211	172
75運搬の職業	193	169	155	165	180	157	171	178	194	195	193	215	211	223	221	181
76清掃の職業	174	154	140	142	157	151	156	167	177	186	173	197	194	197	201	162
77包装の職業	159	140	143	142	145	136	139	156	163	162	173	168	170	187	180	151
78その他の運搬等の職業	177	156	144	148	167	153	164	172	183	185	176	196	195	198	198	167
分類不能の職業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

■ 目的（第1条）

- 近年、雇用形態が多様化する中で、雇用形態により労働者の待遇や雇用の安定性について格差が存在し、それが社会における格差の固定化につながることに懸念されていることに鑑み、それらの状況を是正するため、労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにするとともに、労働者の雇用形態による職務及び待遇の相違の実態、雇用形態の転換の状況等に関する調査研究等について定めることにより、労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策を重点的に推進し、もって労働者がその雇用形態にかかわらず充実した職業生活を営むことができる社会の実現に資することを目的とする。

■ 基本理念（第2条）、国の責務等（第3条）

■ 法制上の措置等（第4条）

- 政府は、労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策を実施するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる。

■ 調査研究（第5条）

- 国は、i 労働者の雇用形態の実態、ii 労働者の雇用形態による職務の相違及び賃金、教育訓練、福利厚生、その他の待遇の相違の実態、iii 労働者の雇用形態の転換の状況、iv 職場における雇用形態による職務の分担及び管理的地位への登用の状況 について調査研究を行う。
- 国は、上記iiiについて調査研究を行うに当たっては、通常の労働者以外の労働者が通常の労働者への転換を希望する場合における処遇その他の取扱いの実態、当該転換を妨げている要因等について重点的に行う。

■ 職務に応じた待遇の確保（第6条）

- 国は、雇用形態の異なる労働者についてもその待遇の相違が不合理なものとならないようにするため、事業主が行う**通常の労働者及び通常の労働者以外の労働者の待遇に係る制度の共通化の推進**その他の必要な施策を講ずる。
- 政府は、派遣労働者の置かれている状況に鑑み、**派遣労働者について、派遣元事業主及び派遣先に対し、派遣労働者の賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇についての規制等の措置を講ずることにより、派遣先に雇用される労働者との間においてその業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度その他の事情に応じた均等な待遇及び均衡のとれた待遇の実現を図るものとし、この法律の施行後、3年以内に法制上の措置を含む必要な措置を講ずる**とともに、当該措置の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずる。

■ 雇用環境の整備（第7条）

- 国は、労働者が意欲及び能力に応じて希望する雇用形態により就労することが不当に妨げられることのないよう、労働者の就業形態の設定、採用及び管理的地位への登用等の雇用管理の方法の多様化の推進その他雇用環境の整備のために必要な施策を講ずる。また、施策を講ずるに当たっては、通常の労働者以外の労働者の雇用管理の改善及び通常の労働者以外の労働者から通常の労働者への転換が促進されるよう必要な配慮を行う。

■ 教育の推進（第8条）

- 国は、国民が職業生活設計の重要性について理解を深めるとともに、労働者が主体的に職業生活設計を行い、自らの選択に応じ充実した職業生活を営むことができるよう、職業生活設計についての教育の推進その他必要な施策を講ずる。



EU:雇用形態間の待遇格差に関する規定 (EU指令)

<p>【パート】 EUパートタイム労働指令(1997年)</p>	<p>《概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> 雇用条件に関して、パートタイム労働者は、パートタイムで労働するというだけの理由では、<u>客観的な根拠によって正当化されない限り、比較可能なフルタイム労働者よりも不利な取扱いを受けないものとする。</u>(4条1項) 適切な場合には、<u>時間比例</u>の原則が適用されるものとする。(4条2項) <p>《比較対象者》</p> <ul style="list-style-type: none"> 同一事業所において、勤続期間や資格／技能を含む他の考慮事項に適切な考慮を払いつつ、<u>同一の又は類似の労働／職業に従事するところの、同一類型の雇用契約又は雇用関係を有するフルタイム労働者をいう。</u>(3条2項) <p>※ 同一の事業所において比較可能なフルタイム労働者がいない場合には、比較は適用可能な労働協約について行い、適用可能な労働協約がない場合には、国内法、労働協約又は慣行に従う。(3条2項)</p>
<p>【有期】 EU有期労働指令(1999年)</p>	<p>《概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> 雇用条件に関して、有期契約労働者は、有期雇用契約又は有期雇用関係を有するというだけの理由では、<u>客観的な根拠によって正当化されない限り、比較可能な常用労働者よりも不利な取扱いを受けないものとする。</u>(4条1項) 適切な場合には、<u>期間比例</u>の原則が適用されるものとする。(4条2項) <p>《比較対象者》</p> <ul style="list-style-type: none"> 同一の事業所において、資格／技能に適切な考慮を払いつつ、<u>同一の又は類似の労働／職業に従事するところの、期間の定めなき雇用契約又は雇用関係を有する労働者をいう。</u>(3条2項) <p>※ 同一の事業所において比較可能な常用労働者がいない場合には、比較は適用可能な労働協約について行い、適用可能な労働協約がない場合には、国内法、労働協約又は慣行に従う。(3条2項)</p>
<p>【派遣】 EU派遣労働指令(2008年)</p>	<p>《概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> 派遣労働者の労働雇用条件は、その利用者企業への派遣の期間中、<u>同一職務に利用者企業によって直接採用されていれば適用されたものを下回らないものとする。</u>(5条1項) <p>※別途、労働協約により5条1項とは異なる条件を定めることを許容。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「賃金に関しては、加盟国は、労使団体に協議した上で、労働者派遣事業者と常用雇用契約を有する派遣労働者が、派遣の合間の期間においても引き続き賃金を支払われている場合には、<u>5条1項の原則に対する例外を規定することができる。</u>」 「加盟国は、労使団体に協議した上で、加盟国で定める条件に従い適当なレベルの<u>労使団体に、派遣労働者の全体的な保護を尊重しつつ、5条1項の原則とは異なる労働雇用条件に関する取り決めを確立する労働協約を維持し又は締結する選択肢を与えることができる。</u>」 <p>《比較対象者》</p> <ul style="list-style-type: none"> 派遣労働者の労働雇用条件は、その利用者企業への派遣の期間中、<u>同一職務に利用者企業によって直接採用されていれば適用されたものを下回らないものとし、仮想比較対象者の考えを採用している。</u>